

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議
開催日時	令和8年2月26日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時20分
開催場所	つくば市役所 コミュニティ棟 会議室2・3
事務局(担当課)	福祉部地域包括支援課
出席者	委員 藤島 妙子 委員、木本 岩助 委員、飯野 正 委員 齊藤 仁代 委員、倉本 茂樹 委員
	その他 つくば市社会福祉協議会 地域支援事業統括係長 吉田 真一 第2層生活支援コーディネーター(つくば市社会福祉協議会) 板橋 萌々子(筑波)、大塚 健吾(大穂)、長岡 由佳(豊里)、宮田 夏湖(谷田部西)、御厨 聖(谷田部東) 宮川 洋大(桜)、小倉 貴之(荃崎) 筑波地域包括支援センター センター長 松原 恵子 大穂豊里地域包括支援センター センター長 井ノ口 美樹子 谷田部西地域包括支援センター 社会福祉士 柿澤 恵子 谷田部東地域包括支援センター センター長 小林 順一 谷田部東地域包括支援センター 社会福祉士 倉持 きよみ 桜地域包括支援センター センター長 寺田 隆則 荃崎地域包括支援センター センター長 大塚 俊実
	福祉部社会福祉課 田崎 智也 主任 福祉部高齢福祉課 松尾 智美 係長、立原 怜奈 主事
事務局	相澤 幸子 課長、岡野 則子 補佐 市川 雅浩 係長、飯田 恵 係長

		宮 亜弓 主任、打越 侑花 主事		
オブザーバー	茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部 生活支援コーディネーター 桑野 友美			
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 1人
議 題	(1) 生活支援体制整備推進会議で取り組む課題について (2) 各圏域及び関係機関での取り組み状況について (3) 議題及び主要なテーマについて			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議題 (1) 生活支援体制整備推進会議で取り組む課題について (2) 各圏域及び関係機関での取り組み状況について (3) 議題及び主要なテーマについて 5 閉会			

<審議内容>

1 開会

事務局：只今より、令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議を開会いたします。本日はお忙しい中、当推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます、つくば市地域包括支援課第一層生活支援コーディネーターの飯田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに会議録の作成にあたりまして、当会議での発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

あわせて録音用マイクの使い方ですが、発言をされる際には、マイクの底の部分を押していただき、ランプが緑色になったことを確認してから発言をお願いいたします。

2 挨拶

事務局：開会にあたり、地域包括支援課相澤よりご挨拶を申し上げます。

課長：本日はお忙しい中、令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様には日頃から保健医療福祉分野はもとより、市政全般にわたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

市では、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政、介護、医療、福祉の各分野が連携し包括的な支援を行っております。この会議は、その連携をさらに深め、地域の課題を共有し、地域の暮らしを支える仕組み作りを協議するための大変貴重な場となっております。

今年度におきましても皆様にお力添えをいただきながら、多様な主体と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりに向け、様々な事業を推進して参りました。

本日の会議では、各圏域及び関係機関での取り組み状況を共有し、本会議で取り組む課題並びに主要なテーマを明らかにし、行政の取り組みだけでなく、各圏域としてできることについて、委員の皆様からご意見をいただきます。多様な視点から協議し、次年度からの取り組みについて、具体化していくことができると考えておりますので、皆様からの忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

最後に、皆様の一層のご発展とご活躍をご祈念申し上げまして、私の挨拶

拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

事務局：続いて自己紹介に移ります。今回初めて出席された方がいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。なお、本日は豊里圏域の野堀委員、谷田部東圏域の高野委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは、座席順に筑波圏域の松原センター長から圏域とお名前をお願いいたします。

包 括：筑波地域包括支援センターの松原です。よろしくお願いいたします。

S C：筑波圏域の生活支援コーディネーターをしております、つくば市社会福祉協議会の板橋と申します。よろしくお願いいたします。

委 員：筑波地区で11月まで民生委員をしておりました。

今はサロンの代表として今日出席させていただきました藤島と申します。よろしくお願いいたします。

委 員：大穂圏域の木本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

S C：大穂圏域を担当しております生活支援コーディネーターの大塚です。よろしくお願いいたします。

包 括：大穂豊里地域包括支援センターの井ノ口と申します。

よろしくお願いいたします。

S C：豊里圏域生活支援コーディネーターの長岡です。

よろしくお願いいたします。

市社協：つくば市社会福祉協議会地域福祉係係長を仰せつかっております吉田と申します。よろしくお願い申し上げます。

委 員：谷田部西地区の民生委員をしております飯野と申します。

よろしくお願いいたします。

S C：谷田部西圏域の生活支援コーディネーターをしています宮田です。

よろしくお願いいたします。

包 括：谷田部西地域包括支援センターの柿澤です。よろしくお願いします。

S C：谷田部東圏域担当しております第2層生活支援コーディネーターの御厨と申します。よろしくお願いいたします。

包 括：谷田部東圏域地域包括支援センターの小林と申します。本日はよろしくお願いいたします。

包 括：同じく谷田部東地域包括支援センターの倉持と申します。よろしくお願いします。

委 員：桜地区担当の民生委員をしております齊藤と申します。
よろしくお願いいたします。

S C：桜圏域の生活支援コーディネーターをやっております宮川と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

包 括：桜地域包括支援センターの寺田と申します。よろしくお願いします。

委 員：荃崎地区の倉本と申します。よろしくお願いします。

S C：荃崎圏域の生活支援コーディネーターの小倉と申します。
よろしくお願いします。

包 括：荃崎包括の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。本日はオブザーバーとして、茨城県社会福祉協議会福祉のまちづくり推進部所属、桑野様にご出席いただいております。自己紹介をさせていただきます。

県社協：茨城県社会福祉協議会から参りました桑野と申します。

担当としては、この生活支援体制整備事業を県から委託を受けまして、県社協の方で研修会等の実施をさせていただいております。

つくば市の第1層を初めて見学させていただくので地域性もよくわかってないので、今日勉強できたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

本会議の取り組み課題に関連し、庁内から社会福祉課及び高齢福祉課の職員が出席をしております。それでは順に、社会福祉課の方から順に所属氏名ご担当の範囲について自己紹介をお願いします。

社会福祉課：社会福祉課の田崎と申します。

普段担当している業務につきましては、民生委員、児童委員、お世話になっている皆様も何名かいらっしゃっておりますが、それと避難行動要支援者の部分などについてもお話させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高齢福祉課：高齢福祉課の松尾と申します。

在宅福祉係で、高齢者の在宅に関する事業や見守りの事業など全般的に行っています。よろしくお願いいたします。

高齢福祉課：高齢福祉課の立原と申します。同じく在宅福祉係の担当となっております。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。最後に事務局の紹介させていただきます。

〔事務局自己紹介〕

4 議題

事務局：議事の進行については、つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項第4条第1項に基づき、会議は住民主体の会議とし、お手元の要綱をご覧くださいと思います。市構成員及び生活支援コーディネーターが柔軟に議事を進行することとなっております。

次第の4、議題（1）（2）については市が行い、（3）の課題及び主要なテーマについては皆様の中で進行をお願いしたいと考えていますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、3の進行について自薦他薦があればお申し出いただきたいと思えます。

前回、倉本様の方でやっていただいたと思うのですが。

倉本様ありがとうございます。倉本様に次第4議題(3)の進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは倉本様、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員：先ほど自己紹介いたしました但し、荃崎地区で、平成29年から社会福祉協議会の方からふれあい相談員を仰せつかっております。

それとご存じの方もいると思いますが、荃崎地区の自治会の会長を12年と荃崎地区の区会連合会の副会長も仰せつかっておりまして、ただ長くやっているということだけでございますけれども、今日は皆さん方の忌憚ないご意見を伺いながら、これから先々の生活支援体制整備事業について、実りある会議にさせていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

事務局：ありがとうございます。

倉本様には議題(3)の際に進行をお願いいたします。

続いて、事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。

市では、市政運営の透明性の向上を図ることを目的として、市主催の懇談会等の公開に関する条例を制定し、会議の公開を行っています。

本日の会議につきましては、公開会議とさせていただきます。

あわせて、会議後、会議録を作成し、ホームページに掲載させていただきますのでご了承くださいませようをお願いいたします。

本日は活動記録のため会議の様子を写真撮影させていただきます。

撮影した写真は市の広報等にも活用させていただく場合がございますので、撮影掲載につきまして、ご都合の悪い方は事前に事務局までお申し出ください。

傍聴者の方へ申し上げます。

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例施行規則第七条の規定により、写真、動画撮影、録音等はしないこととされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは協議を始めさせていただきます。次第4になります。

議題（1）生活支援体制整備推進会議で取り組む課題について、事務局第1層生活支援コーディネーター打越から説明いたします。

打越主事：皆様、本日はご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

まず、生活支援体制整備事業の振り返りと、今後の生活支援体制整備推進会議における方針並びに進め方についてご説明いたします。

先にお目通しいただいた資料を踏まえて、本事業の振り返りと、今後の進め方は要点に絞り、本日の協議の進め方を中心にお話しいたします。

本事業は年を重ねても、その人らしい生活を地域で継続できるよう、介護保険制度だけでは対応が難しい身近な課題に向き合い、地域の支え合いを強化する観点から、地域包括ケアシステムの構築を目指して立ち上げたものです。

近年は制度、分野の縦割りや、支え手受け手の枠組みを乗り越え、地域住民を初め、多様な主体が我が事として参画し、世代、分野、横断で連携する地域共生社会の実現が一層重視されています。

あわせて、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化という観点も共有されるようになりました。

つくば市においては、高齢者が各自に適した活動を選択し、安心して自分らしく暮らせる地域の実現を目指して、市内を7つの日常生活圏域に区分しています。

委員の皆様、第2層生活支援コーディネーター、以降2層SCとさせ

ていただきます。

また、各圏域の地域包括支援センターと連携のもと支援を着実に進めているところです。

令和6年度より地域ケア会議との合同開催を廃止し、地域ケア会議は専門職の視点から地域づくりを進める場、本会議は多様な主体が連携し、介護保険サービスに偏らない地域づくりを図る場として位置付けています。

共通の目標である地域包括ケアシステムの深化のもと、市内全体に関わる第1層協議体を生活支援体制整備推進会議とし、第2層協議体で解決困難な課題について協議を進めております。

本会議では、委員の皆様や地域活動者、地域包括支援センター、第2層SCの活動を後方支援し、高齢者を初め全世代が尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるよう、多様な主体と連携して地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進に向けて協議を進めて参ります。

事務局においては、令和6年度に第1層協議体を新体制で立ち上げ、2層のみでは解決が困難な全市的課題の整理を行いました。

その結果、各協議体及びSCの活動に関し、2層では解決が難しい課題として次の課題が挙がりました。事前資料の9ページをご覧ください。

1. 見守り、
2. 居場所づくり、
3. 人の横の繋がり、
4. 担い手・後継者の確保、
5. 移動支援、
6. インフラの確保、

さらに次のページをご覧ください、令和7年度第1回以降の活動では、所属の違いや地域によって情報共有に差があること、サロンなどに参加しに出来ない潜在的に困っている人に気づく見守り体制が必要であること、日々の挨拶や葬儀など、近隣住民の関係が希薄化していることに伴い、日常の気づきの機会が減少し繋がりが薄れていることなどです。

以上を踏まえ、事務局では居場所づくり、横の繋がり、担い手確保、移動支援等とも横断的に相乗効果が期待できる「見守り」を、本会議の課題として位置付けたいと考えています。

皆様この方針でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

課題を「見守り」にすることについてご意見ありませんか。

ご承認ありがとうございます。

これまでの活動及び議論を踏まえ、「見守り」を課題として設定し、協議を進めて参ります。

円滑な協議運営のため、事務局では「見守り」の課題に関わるテーマ及び協議結果として、実施整備を目指すイメージとして、想定成果物の案をいくつかご用意しました。本日の案はあくまで候補にすぎず、これに限定して選定いただく必要はございません。皆様のご意見を反映の上、新たなテーマ設定も視野に入れて進めて参ります。

その後、次第4議題（2）各圏域及び各関係機関での取り組み状況について、議題（3）課題及び主要なテーマについてと進めます。

忌憚のないご意見をお願いいたします。

これからのテーマ案を提示し、それぞれのねらい及び想定される取り組み内容について説明いたします。あわせてご参考資料を配付、共有いたします。

また、協議を円滑に進めるためのスケジュール案を資料1として、最初に机上に配付しています。当該スケジュールもあくまで案であり、進捗状況に応じて前後する場合もございますので、ご了承願います。それではテーマ案の1例について共有いたします。資料2をご参照ください。テーマ案1は、専門職に繋がりやすい地域全体での見守りです。地域と繋がり希薄な世帯への介入の難しさ、専門職介入の適切

なタイミングの判断が難しいという課題を踏まえ、必要に応じた段階的支援が届く体制を作り、対象者の早期把握と多様な主体との連携強化を図ることを目的とした案です。

この場合の取り組み内容の提案は2つあり、1つ目は地域の商店や企業等と市で見守り協定のような枠組みを結ぶことで、多様な主体となる企業と地域が連携しやすい方法を整理した見守りの手引きを作成し、地域で見守りをする担い手を増やす案です。

2つ目は、市の事業や介護保険サービスに限定することなく、民間企業も含めた見守り、安否確認等の取り組みを紹介する一覧を作成するものです。

1層における成果物はサンプル版を作成し、誰もが編集可能な形で共有します。各圏域において地域資源の追記、更新などを可能とし、圏域ごとの特性に応じたオリジナルな活用を促進することを目指します。

テーマ案2は困っている自覚がない市民への早期介入と段階的な繋ぎです。深刻な状態になってから関わるケースが多いことや、深刻度に応じた対応先の整理判断が難しいという課題を踏まえ、困っている自覚がない、またはその時点で介入が難しい方に対しても、深刻度に応じた対応を地域全体で実施できる体制の構築を目指すものです。

このテーマとした場合の取り組み内容の提案も2つあり、1つ目は本日配布した他市町村事例も参考に、つくば市版として民生委員、ふれあい相談員の紹介や連携の流れを組み込み、状況に応じた対応先一覧と、専門職でなくても判断しやすい住民向けの見守りマニュアルを作成するというものです。

こちらも、この会議での成果物はサンプル版とし、各圏域地域で編集改定可能な形式で発行します。

2つ目の案は、自立している高齢者を主な対象に、継続的に地域で生活するための多様な主体、仕組み、資源として、任意後見制度などを体系的に整理したガイド、カタログを作成するというものです。

本事業は地域活動の担い手として多様な主体との連携を推進し、地域活動を連携するための一助となることを目指しています。

このため、この会議の想定成果物の案においても、多様な主体の関与を前提として考えています。

次回以降の会議には、多様な主体として民間企業の参加も求め、違った視点を活用して地域課題の解決に実効性のある取り組みを目指していく方針です。

なお、本日ご欠席の豊里圏域と谷田部東圏域の委員の方から、事前にご意見をいただいておりますので、協議の中で圏域の2層 SC から欠席委員のご意見の報告もいただきます。

以上で説明を終わります。

事務局：続きまして、議題（2）各圏域及び関係機関での取り組み状況に移ります。参加者の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

初めに社会福祉課と高齢福祉課、地域包括支援課、社会福祉協議会の皆様から各所属で実施している「見守り」に関連する事業を紹介いただき、その後、2層 SC 委員の皆様、地域包括支援センターの皆様から、各圏域での取り組みや圏域の特徴をご紹介します。

全部で40分を予定しています。時間厳守にご協力ください。

それではまず、庁内関係者の皆様から順にご紹介をお願いします。

その際、所属、お名前の順に要点を中心に3分程度でお願いいたします。

社会福祉課：社会福祉課田崎と申します。

本日配付資料の「避難行動要支援者」、「救急医療情報便ツクツク

見守りたい」について、簡単ではございますがご説明させていただきます。

まず、避難行動要支援者制度ですけれども、災害が発生した際に1人で避難することが難しい方に関する個人情報を市で集約して、資料2の避難支援者と書いてあるところですが、該当するところは自主防災組織に情報提供してもよいと同意をいただいた方の情報を、消防機関や警察機関、民生委員、社会福祉協議会に提供するというものになっております。

これにより、日頃から災害が発生する前から見守りという形で気にしていただきながら、実際に災害が発生したときに可能な範囲で避難支援をしていただく、安否確認にご協力いただくというような制度になっております。

続きまして、「救急医療情報便ツクツク見守りたい」についてもご説明したいと思います。

今日お配りしているのは、利用方法についてと、実際に書いていただくものになりますが、ひとり暮らしの高齢者や障害者、健康に不安を抱えている方を対象に配布しているもので、記入表のところにご自身の様々な情報を記載したものを、冷蔵庫や玄関の近くに貼り、いざ救急車が来て搬送されますというときに救急隊の方が、その情報を手に取って、既往症、お薬の状況などについて把握した上で処置を行うことができるという見守りのサービスとしてご案内しているものです。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

高齢福祉課：皆様のお手元にA3の折り畳んだ資料があると思いますが、裏面、左上の方に安否確認、その他の事業と書いてあるものをご覧ください。3つ事業が並んでいるのですが、こちらが高齢福祉課でやって

いる安否確認、見守りの事業になります。

1つ目が「愛の定期便事業」です。これは70歳以上の一人暮らしの方を対象としまして、その方に週に3回まで乳製品、ヤクルトや牛乳をお届けして安否確認、健康の保持や孤独感の解消を図るという事業です。もし、ご本人がご不在の場合には、ご本人に連絡をする、もしくは様子を見に行っていただけの協力員の方に連絡をするという事業になっています。

続きまして、2番目が「宅配食事サービス事業」です。

これは65歳以上の一人暮らしの方、もしくは65歳以上で高齢の世帯の方を対象としているもので、お弁当を配布し安否確認、健康の保持や買い物が大変な高齢者にお食事を手渡しするというものになります。こちらは希望すれば、年末年始以外は、毎日月曜日から日曜日まで配達する事業になっています。

こちらが届けたときに、ご本人が不在で連絡が取れない場合には、ご親族や緊急連絡先の方に連絡し安否確認を図る事業になります。

3点目が緊急通報システム事業です。

こちらの対象者は65歳以上で病弱または重度の障害のある一人暮らしの方、もしくは75歳以上で一人暮らしの方が対象で、緊急通報機器の貸し出しをいたします。何かあればそれを押して通報できるのと、何もなくても1ヶ月に1回は委託の業者から、お加減どうですかとお伺い電話をかけさせていただくというものになっています。いずれも同敷地内や隣接地に親族がいない一人暮らしや高齢者世帯の方が対象となっている事業になります。

この他に、高齢福祉課では見守りの協定を、現在8事業所と結んでいます。例えばCO・OPさんや生活協同組合、その他、包括連携協定としては銀行さん、スーパーさんと結んでおりまして、そこで何

か気づいたことがあれば、こちらに連絡をいただく、例えば行方がわからない高齢者であれば、その方の親族に連絡を取るなどの見守り協定というものがございます。以上で説明を終わりにいたします。

地域包括支援課：改めまして、地域包括支援センターに関してもご説明をさせていただきます。お手元の配付資料で、「暮らしを支える相談窓口、地域包括支援センター」というものをご覧ください。

本日、各圏域の地域包括支援センターの職員が出席しており、これまでも様々なご相談や地域の中での活動で、すでに連携を図っていただいておりますが、改めまして、私の方から簡単にセンターとは何かというところをご説明させていただきます。

地域包括支援センターは、チラシの上の方にも書いてありますが、地域で暮らす方々が住みなれた町で安心して暮らし続けられるようにするために、様々な支援を行う総合相談窓口として設置しております。

真ん中に絵がありますが、専門職がそろっており保健師、社会福祉士、あとはリーダー的な経験を重ねたケアマネージャーで主任介護支援専門員という、3職種が配置しております。

地域の中で様々なご相談を承りまして、一緒に地域の中で活動させていただいているところになっております。

体制としては、私たち地域包括支援課が市直営の地域包括支援センターも兼ねており、全体を統括する調整役として、我々もお手伝いをさせていただいており、本日出席しているセンター合わせて6つ、今年度も委託し各地域で取り組みを行っているところになります。

気になる高齢者がいるというところから、介護予防教室など、

様々な活動を地域の中で行っております。

力をつけていくためには、地域包括支援センターだけではというところもありますので、これからも引き続き、地域の皆様とよりよいネットワーク、協力関係を築きながら、少しずつ体制をつくれたらと思っておりますので、本日は引き続き、様々議論のほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

事務局：社会福祉協議会の方をお願いします。

市社協：「地域見守りネットワーク事業」の取り組みについてという資料をご覧いただきたいと思います。チラシもありますが、数字をお示ししたかったので、こちらの資料を作成いたしました。

「地域見守りネットワーク事業」に関するところで、地域住民同士の支え合いを推進することによって、地域力の向上に取り組んでいるところで、地域のネットワーク事業の主な内容として、近隣住民による、さりげない見守り活動の推進、気になる方への見守りチームづくり、孤立した要援護者の発見と報告ということを行っております。

こちらアとイですが、抜けておりましたので付け加えていただければと思います。地域の見守りネットワークの組織づくり推進ということで小学校区単位で関係者への事業説明会や、情報交換会の開催など会議等を行っております。

区会自治会単位での見守り活動、会議等への参加活動支援というのも行っております。先ほど、荃崎圏域の倉本さんから、「ふれあい相談員」になられているということでお話ありましたが、私が荃崎地区にいるときに委嘱をさせていただいたという経緯があります。

令和7年度の「ふれあい相談員」の設置状況ですが、地区ごとに委嘱させていただいた人数を記載しておりまして、令和7年度2月20日現在で113名の皆様に、ふれあい相談員の委嘱をお願いしております。

登録者に関しましては285名で、1月31日現在の数字を計上していません。さりげない見守りの方は358名で、見守り登録者の方は登録して個人情報や連絡先等を記入していただく方もいますが、そこまではしたくないという方もいて、地域で皆さんで見守っているという方もいるので、登録していない方も全圏域で358名ということで計上させていただいております。

令和6年からの新規事業ですけれども、「顔見知り拡大事業」ということで、ラジオ体操を通して地域の顔見知りの方の輪を広げる、資料にブー人形という絵が書かれていますが、こちらの貸出も行っております。続いて裏面をご覧くださいまして、「地域住民主体のサロン活動、ふれあいサロンの支援の充実も図っております。

サロン活動は交流の場であると同時に介護予防としての効果や見守りの効果なども期待されております。住民が主体的に支え合う取り組みの1つであるサロン活動に対し、基準を定めて活動費の助成や相談の支援を行うことでサロン活動の充実を図り、活性化を図ることを目的とした研修、情報交換の場を創出しています。

サロンに来られている方を見守るということで、同時に多数の方を見守ることができるということで、こちらの方も実施しております。現在、93サロンということで訂正をお願いいたします。

3番は、「つくちゃん支え合い事業」という助成事業です。高齢者の見守り、地域の交流の場づくりや、困りごとを抱えた住民を対象とした、生活支援の支え合い活動を自主的に実施する任意の活動団体に対して助成を行って支援しております。

地域のグループが支え合いの活動を新規で立ち上げた場合に、年間限度額5万円を助成し支援しております。こちらは、令和7年度実績で2団体ほど助成をしております。

すでに、支え合い活動を実施している地域のグループには限度額 3 万円で、令和 7 年度実績で 10 団体、助成させていただいております。

地域交流は住民同士の繋がりづくりの交流事業ということで、5 団体 10 万円を助成させていただいております。

地域における集いの場を実施するグループ等への助成として、3 回を限度とし、7 年度実績で 6 団体 6 万円を助成させていただいております。社会福祉協議会の地域見守りネットワーク事業の取り組みについての報告は以上になります。

事務局：ありがとうございました。

各圏域の取り組み状況の共有に入る前に、各圏域の地域包括支援センター、2 層 SC 委員の皆様方で、見守りについての取組状況の整理の時間を、5 分ほど設けさせていただきたいと思います。各圏域で要点を整理していただいた上で、発表は 1 圏域あたり概ね 3 分程度でお願いしたいと思います。発表は 2 層 SC の皆様からご説明いただければと考えております。発言時には個人が特定される情報は控えていただきますようお願いいたします。

要点整理の時間と発表時間とともに、残り 30 秒のタイミングでお声掛けをさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

圏域ごとの要点整理などを各圏域のテーブルごとに、各圏域の方々と話し合っただけであればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局：それでは圏域ごと取組の話合いの発表に移りたいと思います。3 分を目安にご発表をお願いしたいと思います。自己紹介の順番で席の順でということで筑波圏域の方から発表していただいでよろしいでしょうか。

S C：藤島さんと松原さんと話した結果、筑波自体は長く住んでいる方が多いので、自然と見守りができている状況になります。先ほど社協のふれあい相談員の登録数、さりげない見守り登録と見守り登録の差を見ると結構差

が出ていて、さりげない見守りが圧倒的に多いというような状況になっています。その理由としては、近所の方が長く住まわれているので、ここにこういう方がいるよね、だからこういうふうに、もしものときは見守っていこうというものが自然とできています。

あとは藤島さんなどがサロンをされているので、最近、認知症っぽいという方でも、近所の方が必ず前日に連絡をして、サロンの当日に迎えに行き連れてくるというのが、自然と誰がやろうねとも言わずにできている地区です。昔ながらの繋がりが強いがゆえに、自然に皆さんがやっているというのが、筑波地区かなという話となりました。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、大穂圏域の大塚 SC よろしいですか。

S C：大穂圏域は全体的に言うと、昔ながらのご近所づきあいや、気かけ合いというのが緩やかに残っている地区だと思っており、緩やかに皆さんが気かけ合っているところが特徴だと思います。

地区によっては、花畑や要の地区はアパートが多く、孤立しやすい人がいる傾向にあると思うので、そういう相談が包括さんに多いのかなと思っています。実際にそういうつなぎの相談や、こちらからするケースもあり、地域差があると思っています。

民生委員さん、ふれあい相談員さん、区長さんとかが協力しているケースもありますし、その関係性が少しくまくいっていないということも聞いたりしますが、全体的には気かける形がどこの地区でも見られるなというのが印象です。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、豊里圏域の長岡 SC お願いします。

S C：本日、野堀さんがお休みなので、以前に聞いたお話や打越さんが聞き取りしていただいた内容に加えて、今、井ノ口さんと話したことを少しお話し

たいと思います。豊里圏域につきましても、筑波地区、大穂地区と同じように、昔ながらの繋がりが今でも強く残っているところだと思いますが、第2層協議体の会議や地域の集まりなどで地域の方とお話していると、やはり人間関係が希薄になってきているっていうことをよく聞きます。世代間による考えの違いなどがよく出てくるのですが、繋がりを話し合う機会自体が少し減ってきており、地区でいろいろ考えながら地域の繋がりができるような、見守りに繋がる、高齢者だけではなく子供や、たくさんの世代が参加できるような交流企画を実施する工夫を行っているところもあります。

地域の見守りについては、ふれあい相談員さんの活躍を、野堀さんも期待をされています。もともとは相談員さんで現在は民生委員の会長をされており、区会や民生委員さん、ふれあい相談員が協力して連携できる環境が取れるといいというお話もありました。

井ノ口さんとの話では、ケアマネージャーが民生委員さんや地域の関係者と繋がる機会があまりないということで、見守りの対象となる人が気軽に個人情報や壁がなく、誰が関わっているのか、どこに連絡すれば福祉サービスと繋がるのか、共有できるような仕組みがあるといいという話になりました。

事務局：ありがとうございます。続きまして谷西圏域お願いします。

S C：見守りをする上で、いかに垣根を越えて連携できるかがポイントになってくると思います。今日来ている飯野さんは、真瀬小学校区になるのですが、谷田部西圏域の中でも、縦長に広い地域で小貝川もあり、どういふふうに見守りをしていくか、日々悩みながら進めている地域になります。実際に、民生委員さん、区長さん、ふれあい相談員さん、あと消防団とPTA、自主防災組織というのが真瀬地区にありまして、コーディネーターも入り、気になる方の情報共有や、小貝川、震災、何かあったと

きにどういう避難経路になるのかというのを想定して、今年度2回ほど話し合いを行いました。特に小貝川に近い地域は、区会を中心に防災計画を実際に立ち上げています。SCとしては、見守りの目を増やす、数を増やすことだけが目的にならないように、住民の皆さんのニーズを聞きながら、手段としてもしっかりと機能するように動いています。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、谷田部東圏域の御厨さんお願いします。

S C：高野さんがお休みなので代わりに、今、お話をさせていただいた内容に加えてお伝えできればと思います。

まず高野さんですが、谷田部東地区の葛城で活動されています。

谷田部東地区は、昔ながらの地域もありますが、TXが開発されて以降の新しくできた町もあるので、昔からの所と新しい所があるという状況です。その中で、個人情報の問題や地域での日頃からの関わりとして、葛城小地区つなぐ会の方で、ご近所さん支えあいたいという取り組みや、支えあい弁当の配食を行っております。

これは、災害時など緊急事態に声をかけあう体制を構築し、見守りたい支援者と対象者と双方に同意をもらい、いざというときのために、お互いに情報を共有し連絡がとれる体制をとっていくというものです。

支えあい弁当は、災害時だけではなく平時から見守りも大切だということで発足したもので、月に2回、葛城地区つなぐ会のメンバーさんが訪問して、安否確認と見守りを行っているというものになります。

また、地域のふれあいサロンや、ふらっとカフェに、我々社協の職員や包括支援センターさんが行ったりすることで、そこに来てる方と関係性を深め、連絡を取りやすい関係性を作り、必要があれば自宅へ訪問したり、必要なサービスに繋げるという話が出ました。

個人情報の壁がある中で、日頃からの関係性があれば乗り越えられるの

ではないかと話が出ました。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、桜圏域の宮川さん、お願いします。

S C：谷田部東圏域と同じように、旧来からの地区と学園地区の中心部で圏域内でも大きな差があることが特徴でございます。

旧来地区につきましては、筑波地区と同じように昔からの繋がりや、親戚づきあいもかなり多い地区だと思いますので、制度や資源が見えづらいところでも、繋がっている方たちが多いという印象があります。

一方で、中心部と言われる学園地区、つくば駅周辺につきましては、マンションが多いということが特徴でございます。

本日いらしている齊藤民生委員さんの吾妻地区が特にマンションがまだまだ増えているおり、一軒家のようにインターフォンを押せないということもあり、マンションに住む方の見守りの難しさを感じている地区でもあるというのが圏域の特徴です。

圏域内で行われていることは、他の圏域と同じように、ふれあいサロンやシルバークラブなどの集いの場に加え、最近では谷田部東でもあったように、ふらっとカフェという登録が必要ない新たなスタイルの集いの場なども始まってきており、見守りにも間接的に繋がっていると思っております。

地域包括支援センターのセンター長も話していましたが、桜地区はマンションやURも多い地区になっており、URの会社さんやビルダーさんとの連携で何か打開できないかと模索している状況でございます。

最後に、今、各主管課から、見守りに関してのご案内がありました。見守りって同じ目標に向かっていくなかで、なかなかお互いに理解が足りず、もったいないと感じています。

事務局：ありがとうございます。最後に荃崎圏域の小倉さんお願いします。

S C : 森の里のふれあい相談員もやっている倉本さんに、実際どういった活動をしているのか話を聞いたのですが、地区としては10名のさりげない見守りをしている、登録者は昔はいたが、すべて亡くなられてしまったので、自然とさりげない見守りの方だけになっている。

森の里は200世帯ほど高齢独居の方がいますが、さりげない見守りは、その中で気になるなという人をピックアップして見ており、200世帯中10名と比較的、荃崎は元気な方が多いという印象です。

地区には、ふれあいサロンやシルバークラブもあり、サロンに最近来ない人がいると話題が出ると、民生委員さんと共有して、ともに訪問したり、元気かどうかの確認をしたり、地域の居場所も有効活用しながら、地区で見守りをされています。

さりげない見守りなので、窓が閉まっても外から見る程度ですが、昔だと、ここの方は入院されたから今はいないよというような情報が隣近所中で共有されて自然と耳に入るようなものでしたが、最近は希薄になり誰も知らない、隣近所に黙って居なくなったり、どうなってしまったのかわからないというケースも増えており、一概に見守りと言っても情報も入らないのでわからない、個人情報保護もあり関係機関に聞いても教えにくいといったところが困っている部分であります。

台帳確認で訪問しても、私は困ってないのでと対面で拒否されるケースもある、しかし、孤独死も目立つ、見守りは重要だが、地域に広まっていけないという懸念があるとのことでした。

事務局：ありがとうございました。

皆様、取組状況の共有に、ご協力いただきありがとうございました。この後に主要なテーマを絞り込み、支え合いの地域づくりを目指していくための、庁内や圏域ごとの取り組みについて確認することができたと思います。

続きまして、次第の4、議題（3）、先ほど、皆様から共有いただいた取組状況を踏まえながら、課題及び主要なテーマについてに移ります。協議の進め方について、簡単に事務局打越から説明させていただきます。

打越主事：協議の進め方についてご説明します。

先ほどご案内した資料1及び2の、事務局提案のスケジュール案やテーマ案を参考にしながら協議を進めてください。

特にご留意いただきたいのは、これからの協議が、先ほど確認した「見守り」に関する取り組み状況を踏まえて、本会議においてどのようなテーマを設定し、どのような成果物を想定して、今後の会議を進めていくかについて、合意形成を図る場であるという点です。

また、この会議では多様な主体との連携も重視しております。

事業の背景も念頭に置きつつ、課題に取り組み、どのような連携で解決を目指せるかという視点もあわせてご検討ください。

なお、本日の会議の最後の約10分間はまとめ等、次回会議の予定調整の時間とさせていただきます。

以上ご理解のほど、よろしく願いいたします。

事務局：それでは、ここからの進行を倉本様、よろしく願いいたします。

進 行：それでは協議を進めて参ります。

各地区の「見守り」の状況について説明いただきましたが、それを踏まえて協議を進めていきたいと思えます。

どなたか発言をしていただければと思えます。

「見守り」に対する主要なテーマと申しますか、多様な社会構造のなかで、方策についてテーマを絞っていくか、どういう方向でいくのか、というお話を伺えればと思えますがいかがでしょうか。

自己紹介していただいた順で一言ずつでもご発言いただけるとありがた

いです。今までの皆さん方の発言を踏まえて、先ほどのご説明で漏れたところや、追加、或いは、まだ他にあったという話があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私の隣の小倉さんに振りますが、荃崎地区に見守り相談員が13名いて、コーディネーターの小倉さんがリードして、3ヶ月に1回ぐらい定期的に懇談会をしており、3月にまた集会を開いてもらうということもありますので、小倉さん、何かご発言をお願いします。

S C : 相談員が今13名と言われましたが、2月に2人増えて15名になります。増えた理由が、富士見台地区の方で、民生委員さんがいなくなると地区で問題視され、ふれあい相談員を任命して地区の見守りをどのようにしていくか、荃崎包括支援センター長の大塚さんに事業の説明をしてもらい、相談員と包括センターとの連携も考えていきたいというところで企画はしています。

地区の相談員の必要性については、向こう3軒両隣の関係性ができていて改めて必要ないという古い地区もあり、一方、団地では見守りの機能が進んでいるところもあり、地区で一概に進めることはできないと思いますが、その地区に合ったやり方で何ができるかをあわせて考えていければと考えています。

地区に合わせたやり方で相談員を立てたとしても、最終的には包括や公的サービスのお世話になってしまう可能性が高いので、繋がりをどうしていくかというところは課題かとは思っています。

進 行 : ありがとうございました。

その地区でお話いただければと思いますが、見守りの相談員や民生委員さんの他に、例えば会社組織、新聞配達や郵便局の方々に、何か異常なことがあったら連絡くださいと、荃崎交番の方が2年ぐらい前から戸別訪問をされています。

交番のお巡りさんが、それぞれ担当決められて、2年計画で今年の6月に一応終わると聞いています。

個人情報の制約がありますので、なかなか大変ではあると思いますが、いざという場合は、その情報も漏らしていただけたらと思います。

警察の方も個別に訪問されて力を入れております。それから郵便局、新聞配達、牛乳の配達、企業さんと連携をとって協定を結ぶなど、幅広く大勢の目で見守ることが私は大事だと思っています。

関連したことで何かご意見いただければと思います。マンションの話がありました、桜地区はいかがでしょうか。どういった方法がいいのか、テーマになるものがありましたらご発言お願いします。

委員：つくばセンターの地域を担当している民生委員です。

マンションの中に入っていくのは大変ですが、お知り合いになった方たちには、私が関わっているふらっとカフェなどを紹介して、外に出てきていただき、そこから自然に人の輪が広がるような形になりつつあります。

センターふらっとカフェとキャンパスふらっとカフェと申しまして、筑波大学内にあるスタバさんが社会貢献で開放していて、そこに来られている83歳の高齢の方が、ご自宅の敷地が広く集会所のような建物を持っていらっしゃるというのを伺いまして、そこに集まっていた女性軍がそこに遊びに行きましょうということになり、そこでポットラックを開きました。ポットラックというのは一品持ち寄りでお食事をしながらいろいろとおしゃべりをする会です。当日集まった10名ぐらいの方たちといろいろおしゃべりをしながら、83歳のご本人もお話に加わったりして、本当にさりげない見守り、そういうきっかけはできました。出て来ていただける方はいいのですが、外に出たがらない、出られない人をどのようにしたらいいのか考えていけないと思っています。

進行：ありがとうございました。桜地区の話をしていただきました。

他の地区でご発言していただく方がありましたら、ぜひお願いします。

豊里地区はいかがですか。

S C：豊里地区は、桜地区のようなマンションはなく、地域の繋がりが比較的保たれているというのは、先ほどもお伝えしましたが、地域で見守りに関連する関係者、例えば民生委員さんや相談員さん、区長さんもそうですが、それぞれのキャパの中でいろいろとやらなくてはいけないことが多くすごく負担感があると、2層の野堀さんとのお話でありました。

負担感、やっつけて大変だからどうということではないのですが、1人で背負うのではなく、地域の関係者が連携をとってやっていくような体制が取れていく、個人情報垣根を越えて堂々とやりとりができる情報交換の場があるといいと、いつも野堀さんとお話をしています。

倉本さんは荃崎地区の区会関係者ということで、区会が主軸で地域のことを理解しており、そういう方が多くいることで、相談員さんや民生委員さんが隔々の情報をキャッチして専門機関につなげるような仕組みができるといいと思います。

成果物については、地域包括支援課で作った冊子がありますが、連携を取るためのたくさんの印刷物を見直したり、作って終わりではなく、市民の方、隔々に届くようなシステムになれば、そういうものを活用して個人が介護のお世話にならなくても、元気でいられるような体制を作り介護予防につなげる、地域の活動としてボランティアさんや市民団体が支え合うような仕組みが取れるといいと思います。

進行：ありがとうございました。筑波はご発言いただきましたか。

委員：今の豊里の方のご発言と私も同じですが、やはり市役所って縦ですよ。社会福祉課も高齢福祉課も地域包括も社会福祉協議会も同じように、それぞれが高齢者のためにいろいろと事業をされていますが、例え

ば、見守りしてもらいたいときには、このパンフレットを見ればわかる、つくタク呼びたいときには、あのページを見ればわかるというように、ばらばらではなく1つの冊子としてあるといいのではというのが、日頃から思っていることです。

見守りからは外れるかもしれませんが、そういうのができたらありがたいと思っております。

進行：ご発言ありがとうございます。続いて大穂いかがでしょうか。

S C：1つ目は、見守りを広げていきたいのですが、見守りという見られていると感じる方もいるので、気かけというのを広げていきたいと考えています。

SCと地域で考え、地域の気かけをする人を増やしていく仕組みを作りたいのですが、区長さんや民生委員さん、ふれあい相談員さんが基本的に見守りの中心の関係者になるので、そこから広げて気かけ合いの広がりを地域の方たちと一緒に考えて広げていくことを地道にやっていく必要があると思っています。

その上で、社協としても見守り事業の見直し、行政との連携、民生委員さんに、ふれあい相談員さんの事業やふれあい見守りネットワーク事業を再度認識してもらい、相談員さんの役割を認識してもらいたいと思っています。

もう1つが、見守りだけにかかわらないのですが、担い手不足があります。大穂でも緩やかな気かけをしてくれている人が多くいますが、その方も高齢になっていたり、シルバークラブもだんだんと減っている状況がありますので、地域だけの力では回らなくなっています。話にありましたが、地元企業、例えば交番や宅配業者などとの連携というのは必要であり、住民だけではない地域資源を生かしていく取り組みが必要かと思えます。つくば市として企業さんに見守りについての取り組みや考

えを伝えながら進めていくといいと思います。

もう1つが、それに関わって小学校のコミュニティスクールの動きもあるのですが、吉沼小の方だと、コミュニティスクールの話し合いの中で、気かけの部分で、散歩しながら子供たちの下校を見守るような動きを広める、地域と企業と、どちらも繋がるように進めていくのがいいと思いました。

委員：11月まで民生委員をしていましたが今は退任しています。ふれあい相談員と民生委員の繋がり、ほとんどありませんでしたので、民生委員とふれあい相談員の会議みたいなもので連携を深めていったほうがよいと思いました。

進行：ありがとうございました。

それでは谷田部西圏域、一言ずつ発言していただきたいと思います。

S C：企業との連携はどうかというご質問がありましたが、私も今年、SCとして1年目で、これまでどのくらい連携できていたかがわかりづらいのですが、ヤクルトさんは社協にも来ますので、生活支援コーディネーターがいますよ、見守りを意識してやっていますよと伝えたり、配達をされていて気になる世帯に、いきなり市役所に繋げるよりは、コーディネーターもいるので気になることがあったら連絡くださいとお伝えしている状況です。担い手不足が、生活支援体制整備事業では課題になっており、見守りをする上でも課題になっていますが、誰がそれを担うかとイメージしたときに、私は60代から70代ぐらいの元気な高齢の方のイメージですが、できるときにできる人がやるというのが本来の見守りだと感じています。

大穂圏域の支えあい会議で、住民の方が犬の散歩をしながら見守ることもできると話されて、自分のイメージではなく、できるタイミングでできる人がやるのが、見守りの担い手不足の問題を解消する1つの考え方

としてはあると思っています。

包括支援センターの方から、相談の繋がりにくさ、早期に把握するために、地域でどういった見守りの資源があるのかというご質問をいただきました。

私には即答ができなかったのですが、本事業の協議体を利用して、住民の皆さんにどんな資源があるのか聞き取りをして、それを包括支援センターにお伝えする形で連携しています。

進行：ありがとうございました。

支援の生かし方について、成果物について議論を深めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

S C：谷田部東圏域でもサロンが見守りの場になっていますが、見守りが必要でもサロンに出てこられない方もいるという話もあり、民生委員さんや、ふれあい相談員さんが訪問しても断られるという状況があります。谷田部東の特徴で、桜とも一緒ですが、オートロックマンションもあり、地域の特徴で生活力が高い方が多く、訪問しても、まだ大丈夫ですと断られる状況があります。大穂の話にも出た緩やかな見守り、見守る側と見守られる側に分けるのではなく、お互いがお互いを自然に見守る形が大切だと思います。その中で、地域全体として、どのように見守っていくのか、谷田部東地域は商店が減ってきており、コンビニなどの毎日営業している企業と連携するのもいいのではという話が出ました。例えば、警察官立寄所の警察官の方が来て、地域の人が元気だったという情報を定期的に得られるのではと、高野さんとお話しました。キーステーションとなるコンビニやガソリンスタンドなど、どこにでもあるような企業と連携して地域全体で見守りをしていくのがいいと思います。あと、サロンは女性の参加は多いのですが、男性の参加率は低いという地域の課題があります。

成果物案の見守りマニュアルについては、民生委員さんのような距離が近すぎない、気軽に福祉に繋がる連絡先、相談先も載せられるといいと思います。

進 行：ありがとうございました。

今の意見のまとめを仰せつかっていますが、意見が多岐に渡りましたので、事務局の方で、まとめていただければ大変ありがたいです。

打越主事：ご意見いろいろとありがとうございます。

各圏域の特色によって、1周目の取り組みの共有と2周していただいで、どんなところが困っているのか、テーマは何がよいかなどいろいろとあったと思いますが、今話にあった通り、あまり外に出て来ない方をターゲットに取り組んでいくほうがいいというご意見もありつつ、1層の協議体でというよりも、担い手不足や、ふれあい相談や民生委員などの所属の違いに関しては、そういった機会を作れば、地域でも取り組みができるのではないかという話もあり、今の時点で一つに絞ってしまうのはという思いもあります。

各圏域で圏域にこだわらず、1層協議体ではどういう方を対象として対応して欲しいのか、ご意見いただけると話が進んでいくと思います。いただいた意見の中でも、2層の中でも今後も自分たちの活動でやっていけそうだというご意見もあったかと思うので、具体的に、こういう企業を呼んだら話が広がる、担い手を補えるのではというご意見もありましたので、ターゲットだけではなく、取り組んで欲しいというご意見でもいかがでしょうか。

進 行：ありがとうございました。

いろいろな見守りの方法がありますが、それは事務局の方でまとめていただいて、藤島さんから成果物の話が出ましたが、1つのものを見れば全体がわかるようなイメージを膨らませたいと思いますが、いかがでし

ようか。どんな成果物があればいいかご意見がある方は、ご発言いただきたいと思います。先ほど、藤島さんから、1つのものを見れば連携がわかるものがあれば、利用価値が高くなるのではないかというご発言をいただきました。成果物としては漠然としていますが、どんなものを目指したらいいか、ご意見のある方はお願いします。

包 括：地域包括支援センターの立場から、皆さんの意見を聞いて思うところがありました。日々いろいろな相談を受けていますが、私がいる大穂豊里でも、親ごさんが高齢になり、今までは自立できていたが、健康面、生活面で心配が出てきた。あとは、息子さん娘さんが都内、県外の遠方にいる、または市内にいるが毎日行けないというような、まだ元気、サービスは要らないが、やや心配になってきたというような段階での相談も多くあります。

その際に、どういう見守りの支援や社会資源があるのかと相談を受けるのですが、いろいろな資料を提示して、あっち引っ張ってこっち引っ張ってご説明するんですね。

先日も都内にお住まいの娘さんが来所されて、一人暮らしのお母さんが入院中で退院するが、何か支援を入れられないかという相談がありましたので、介護保険の説明をしました。

もう1つは社会資源で、見守りの支援や、社会福祉課から説明があった、ツクツク見守りたい、ミニ知識に載っている社協さんの有償のサービスなど、いろいろな社会資源をあっちの資料こっちの資料引っ張りながら目の前で広げて説明しました。

一人暮らしの高齢者世帯向けの、つくば市の社会資源、いろいろな資料冊子がありますが、誰でもどこかに行けば手に取れるような冊子がまとめればいいと、いつも思っていました。

あと、ツクツク見守りたいの話をしたときに、すごくいいですねと言わ

れました。別の専門職の方から、ツクツク見守りたいを家に貼っていると、救急隊の方が必ず玄関の内側や冷蔵庫にシールが貼ってあるか確認し、すごく助かっているという話も聞きましたので、ツクツク見守りたいは普及していると思います。

例えば、つくば市にフククン船長が表紙になっている連携ノートというものがあります。こんなのがあったなっていう記憶があるのですが、それを置いている家がないですね。

長岡さんからも、今あるものをと話がありましたが、新しいものを作るよりは、活用されてないものを見直して活用できるように、私たち専門職が活用できるもの、民生委員さんやふれあい相談員さんがわかるもの、遠くに住んでいる家族が気軽に手に取れ、インターネットなどで見られるものがあるといいと皆さんの意見を聞いて思いました。

進 行：ありがとうございます。これが、1つのあれですかね。

お配りしたいと、皆さんお手元ありますね。

打越主事：他市町村の事例として、どちらかという今、担い手をされているふれあい相談員さんや民生委員さん以外の、地域の班長さんなどにも広く使ってもらえるような想定ですが、井ノ口センター長からお話があったように、既存のものを取りまとめつつというのも選択肢の案としてあると思いました。

進 行：こういったものも、1つの成果物ということでどうでしょうか。

これについて、ご質問等がある方は仰っていただければと思います。

初めて見守り活動をする場合、私も10数年前始めた際には何もなかったもので、こういうのがあるといいと思います。

1つの成果物というか、こういうものから始めていく、事務局の方からのご提案ですが、皆さん、事務局の方で進めていただけてよろしいでしょうか。事務局さんよろしく申し上げます。

包 括：一言いいですか。

ずっと聞いていましたが、成果物がたくさんありバラバラになっている
ということで、つくば市で統括して、点を線にして面にしてもらえれ
ば、よくなるのではないかと聞いていました。

進 行：そういうご意見ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

打越主事：ご意見いただいた皆様、ありがとうございます。

今、見ていただいている黄色い冊子は、サンプルとしてお渡ししたも
のですが、見守りの主体を増やすこともご意見としてありました。

新しく見守りをしてくれる方に向けたガイドにもなるように、市や社
協で行っているものや見守りで使えるものを一覧として、この会議で
取りまとめていくことによって、地域の活動をされている皆様にも活
用できるものができ上がるのではないかと、本日ご提案をいただいた
ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後、協議体で情報を集めつつ、何を載せていったらいいか、どうい
う作りであれば皆が使いやすいのか、ご意見をいただけたらと思いま
すので、よろしくお願ひいたします。

事務局：倉本様、進行ありがとうございます。難しいテーマだったかと思いま
す。ありがとうございます。

また、皆様も積極的な話し合いをありがとうございます。

話し合いの内容のまとめを、事務局打越からさせていただきます。

打越主事：本日のテーマ案であった地域全体での見守りや、早期の介入、専門職
に繋がりやすい手段としてという意見が、多く出されました。

方向性としては、先ほどお伝えした通り、「見守り」をキーワードに
しつつ専門職も含めて誰もが使いやすい、既存の資源をまとめたもの
があると良いのではないかとということで、ご意見をいただきました。

今後、新しい見守りの手段として、企業との連携などについてもご意

見いただいたので、改めて具体的な計画の方も進めていく予定です。今後の会議につきましては、令和8年度の6月以降の開催を予定しております。

スケジュール案の資料1でお示しした通り、来年度は主要なテーマに対する具体的な取り組み内容を、改めて設定して素案に対してご意見をいただけるところまで、協議を進めて参りますので、皆様のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

本日いただいたご意見や話し合いの内容を、各圏域の支え合い会議や活動の場でも共有して、ご意見いただけたらと思います。

報告される際にはSCの皆様も補足していただき、引き続き協議していけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局：委員の皆様につきましては、今後の取り組み内容も踏まえ、ご相談させていただきます。より多様な視点を取り入れるため、内容に応じて民間企業の参加も検討していく予定です。

本日の協議体でのご意見を踏まえて、生活支援体制整備事業を進めて参りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

5 閉会

事務局：それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回つくば市生活支援体制推進会議を閉会とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議 次第

日時：令和8年（2026年）2月26日（木）

13時30分～15時30分

場所：つくば市コミュニティ棟会議室2・3

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

- (1)生活支援体制整備推進会議で取り組む課題について
- (2)各圏域及び関係機関での取り組み状況について
- (3)課題及び主要なテーマについて

5 その他

6 閉会

【配布資料】

- (1)令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議次第
- (2)令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議参加者名簿
- (3)つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項
- (4)スケジュール案について

資料1

令和7年度第2回つくば市生活支援体制整備推進会議参加者名簿

○第2層協議体の代表者

(敬称略)

	圏域	氏名	所属
1	筑波	藤島 妙子	筑波圏域第2層協議体代表
2	大穂	木本 岩助	大穂圏域第2層協議体代表
3	豊里	野堀 憲	豊里圏域第2層協議体代表
4	谷田部西	飯野 正	谷田部西圏域第2層協議体代表
5	谷田部東	高野 裕美	谷田部東圏域第2層協議体代表
6	桜	齊藤 仁代	桜圏域第2層協議体代表
7	荃崎	倉本 茂樹	荃崎圏域第2層協議体代表

○第2層生活支援コーディネーター（つくば市社会福祉協議会）

	圏域	氏名	所属
8	統括	吉田 真一	地域支援事業統括係長
9	筑波	板橋 萌々子	第2層生活支援コーディネーター
10	大穂	大塚 建吾	第2層生活支援コーディネーター
11	豊里	長岡 由佳	第2層生活支援コーディネーター
12	谷田部西	宮田 夏湖	第2層生活支援コーディネーター
13	谷田部東	御厨 聖	第2層生活支援コーディネーター
14	桜	宮川 洋大	第2層生活支援コーディネーター
15	荃崎	小倉 貴之	第2層生活支援コーディネーター

○地域包括支援センター

	圏域	氏名	所属
16	筑波	松原 恵子	筑波地域包括支援センター
17	大穂豊里	井ノ口 美樹子	大穂豊里地域包括支援センター
18	谷田部西	柿澤 恵子	谷田部西地域包括支援センター
19	谷田部東	小林 順一	谷田部東地域包括支援センター
20	谷田部東	倉持 きよみ	谷田部東地域包括支援センター
21	桜	寺田 隆則	桜地域包括支援センター
22	荃崎	大塚 俊実	荃崎地域包括支援センター

○オブザーバー（茨城県社会福祉協議会）

氏名	所属
桑野 友美	福祉のまちづくり推進部 生活支援コーディネーター

つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項

(目 的)

第1条 介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施するにあたり市が中心となり、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的として、つくば市生活支援体制整備推進会議（以下「推進会議」という）を開催する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域資源および地域ニーズの把握
- (2) 資源開発
 - ア 地域に不足するサービス・支援の創出
 - イ サービス・支援の担い手の養成
 - ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- (3) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (4) ニーズと取組みのマッチング
 - ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

(構成員)

第3条 推進会議は、協議する目的や内容に合わせ、次に掲げる者のうちから、市長が招集し、構成する。

- (1) 第2層協議体の代表者
- (2) 保健・医療・福祉に係る行政職員
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) 高齢者支援を担っている特定非営利活動法人、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア団体及び介護サービス事業者
- (5) 区会連合会及び民生委員児童委員連絡協議会に所属する者
- (6) 生活支援コーディネーター
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 前項で掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会 議)

第4条 会議は住民主体の会議とし、市、構成員及び生活支援コーディネーターが柔軟に会議を進行する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

第5条 市長は、推進会議の構成員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び会議等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する構成員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、構成員ごとに指定するものとする。
- 3 構成員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該構成員は、会議へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各構成員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第6条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての構成員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った構成員は、当該会議へ出席したものとみなす。

(個人情報保護)

第7条 推進会議の構成員および会議に出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、構成員を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、つくば市福祉部地域包括支援課が処理する。

(補 則)

第9条 この要項の定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、推進会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)7月1日から施行する。

附 則

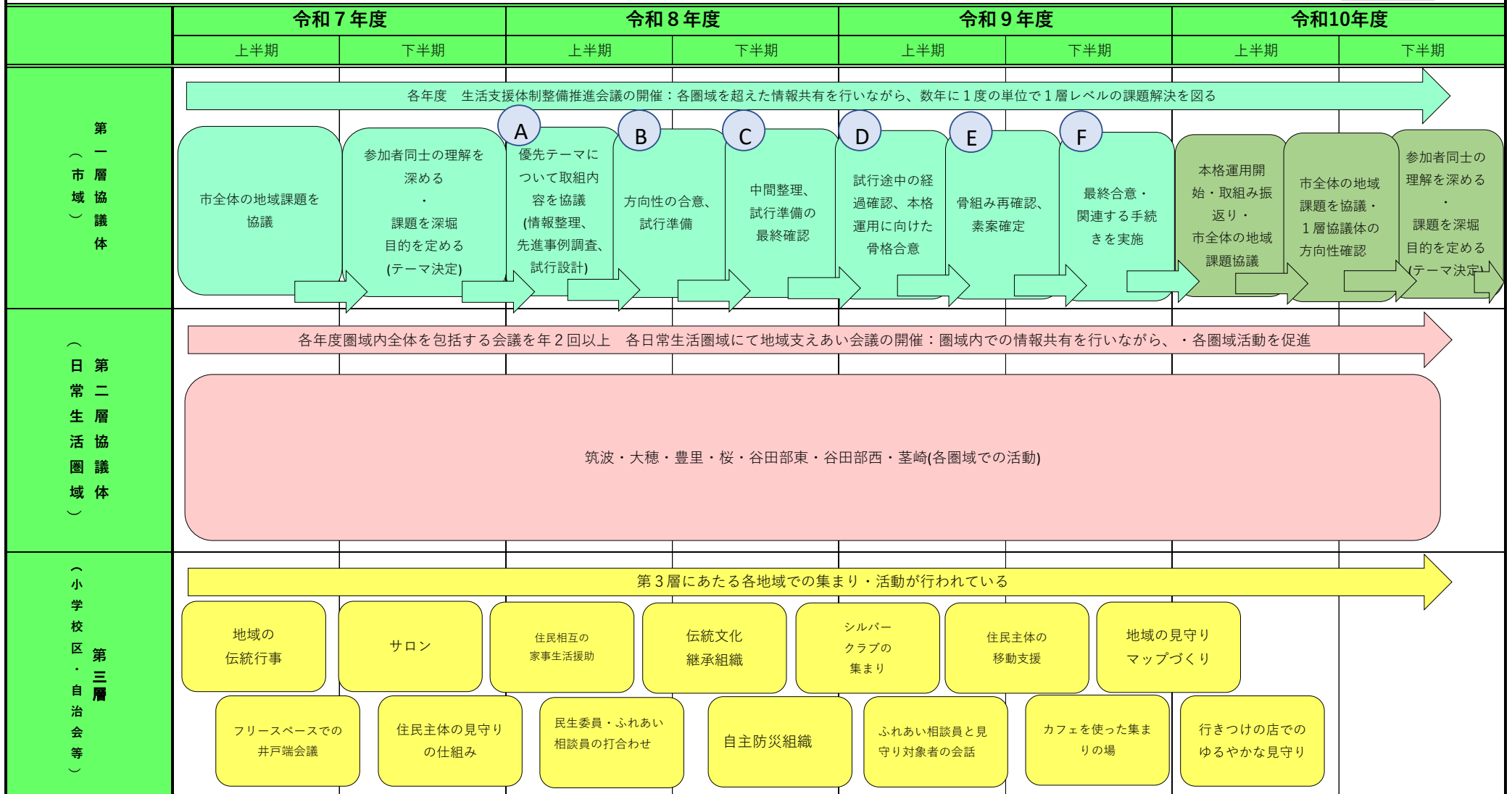
この要項は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

生活支援体制整備事業 生活支援体制整備推進会議 推進スケジュール（案）

資料 1



1. 専門職につながりやすい地域全体での見守り

ねらい:

必要性に応じ、段階的に支援が届く体制で早期把握・連携・未然防止を目指す。

背景:

- ・ 集合住宅や区会未加入世帯などの地域とつながりのない世帯への介入の難しさ
- ・ 専門職の介入のタイミングなど深刻度認識のズレがある
- ・ 元気な時期の地域や専門職との関係がないこと。

成果物案:

①見守り協力体制パッケージ

→企業・店舗向け見守り協定書と見守りの可視化、見守りの手引き

②民間見守りカタログとりまとめ、「在宅高齢者福祉事業のご案内」民間版

→市内の民間サービス(配食、安否、訪問等)の一覧と申込導線



2.困っている自覚がない市民への早期介入と 段階的なつながぎ

ねらい:

介入が難しい方に向けて、深刻度に応じた対応を地域全体でできる状態を目指す。

背景:

- ・見守りが届かず深刻な状態になってから発見する
- ・深刻度に応じた対応先の整理や判断が難しい

成果物案:

①見守りマニュアル

→深刻度別の対応先一覧専門職でなくとも判断できる考え方のマニュアル

②元気期向け啓発セット

→元気な高齢者が活用できる制度の申し込み案内（任意後見制度や民間サービス含む）



避難行動要支援者制度の概要

【避難行動要支援者名簿とは】

東日本大震災などの過去の大きな災害では、高齢者や障害者など自力で避難できなかった方たちが多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ、災害対策基本法の一部改正により、災害時に自力で避難することが困難な方々が「避難行動要支援者」として位置づけられました。そして、市区町村には、その情報を集約した「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。この名簿情報を地域支援者や各関係機関へ災害発生時だけではなく平常時から提供することで、避難行動要支援者を地域や関係機関で支える共助の体制づくりに取り組んでいます。

なお、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合のみ、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を地域や関係機関へと提供しています。

☆名簿の提供に同意すると、避難情報の発令時や災害発生時に、地域支援者等による避難支援(避難の声かけや安否確認など)を受けられる可能性が高まります。

1 避難行動要支援者として対象になる方（避難の支援を受ける方）

- ① 要介護認定 3～5 を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の第 1 種を所持する身体障害者
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳(A)又は A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方でなおかつ単身世帯の方
- ⑤ その他、自ら避難することが困難と市が判断する方

※いずれも、施設又は病院に長期入所・入院している方を除いた在宅の方に限ります

2 避難支援者（名簿の提供先）

- (1) 消防機関(消防団含む)
- (2) 警察機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) つくば市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織(該当地区のみ)

※(1)～(5)全てに名簿を提供します

3 避難支援者に提供される情報

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 避難支援を必要とする事由
- (7) 個別避難計画の記載内容

避難支援者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられます。

また、名簿等を提供する際には情報漏えいを防止するため、情報の利用目的の制限についてや、管理体制についての説明を実施しています。なお、民生委員児童委員については担当地域の対象者のみを提供しています。

(裏面に続く)

【避難行動要支援者名簿の作成方法】

つくば市では、毎年4～6月頃を目途に、避難行動要支援者として対象になる方の条件に新たに該当した者を抽出し、避難行動要支援者名簿に登録しています。その後、新たに名簿に登録した方を対象に、名簿情報を地域や関係機関へ提供することへの同意書等を郵送し、返送していただく形で同意を得ています。

【個別避難計画書について】←別紙参照

地域支援者や関係機関による避難支援をより実効性のあるものとするために、避難行動要支援者の方々には「個別避難計画」の作成と、計画に記載された情報の関係機関等への提供への同意をお願いしています(施設又は病院に長期入所・入院している方を除く)。

情報提供に同意した方の個別避難計画については、避難行動要支援者名簿の情報と合わせて、地域支援者や関係機関へ写しを提供しています。

また、御作成いただいた計画書については、情報提供に同意したかどうかを問わず、清書したものを後日お送りしており、御自宅で保管いただいています。

【個別避難計画書の作成方法】

<令和6年度～>

- ①別紙「個別避難計画書(兼)関係機関への個人情報・個別避難計画の提供に係る同意書」を郵送する
- ②同居家族等が作成可能な場合は自身で作成の上で返送していただく。作成が難しい場合は、社会福祉課職員(会計年度職員)が訪問し、作成支援を行う。

【名簿情報や個別避難計画の提供の頻度】

地域支援者や関係機関に対しては、名簿情報や個別避難計画の更新に伴い、例年7月～10月にかけて、前年度に配布した名簿等と差し替える形で、名簿情報や個別避難計画の提供を行っています。

【災害発生時における活用方法】

関係機関を中心に、地域の方と一緒に名簿に登録された方々の安否確認のための架電や地域による避難支援等に活用します。

【避難行動要支援者制度の注意事項】

- ①避難支援関係者自身や家族等の安全が前提となるため、この同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
- ②災害対策基本法により、災害発生時には同意を得ずに外部に名簿情報を提供することができると規定されています。そのため、生命を維持する上で緊急性が高い場合には、名簿情報の提供に同意をしていない対象者についても、市から名簿情報の提供を行う可能性があります。

個別避難計画書

フリガナ		記入日	令和	年	月	日
氏名		生年月日	西暦・大正・昭和・平成・令和	年	月	日
住所	つくば市	自治会 ※未加入の場合は空欄				
電話番号	(自宅)	(携帯電話)				

当てはまる項目に☑をつけ、空欄に必要事項を記入してください

1. 現在、長期入院・施設入所をしていますか

<input type="checkbox"/> している	⇒	これで記載は終了です。本用紙を返送してください (関係機関に個人情報は提供しません。退所・退院した際には御連絡ください)
<input type="checkbox"/> していない	⇒	引き続き、2番目以降の内容も御記載の上、本用紙を返送してください

2. 世帯の状況はいかがですか

<input type="checkbox"/> 1人暮らしである	⇒	<input type="checkbox"/> 御自身を含め、世帯員全員が70歳以上である
<input type="checkbox"/> 同居人がいる	⇒	<input type="checkbox"/> 御自身を含め、70歳未満の世帯員がいる

3. 緊急連絡先はどちらですか(※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(同居の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	()			
	<input type="checkbox"/> 同居している <input type="checkbox"/> 避難時に支援が可能である(備考:)			
2	()			
	<input type="checkbox"/> 同居している <input type="checkbox"/> 避難時に支援が可能である(備考:)			

4. 上記以外で避難の支援をしてくれる人はいますか (※相手の方に了承いただいたうえで記入)

順位	氏名(フリガナ)	関係性	住所(同居の場合記載不要)	電話番号・メールアドレス
1	()			
	(備考:)			
2	()			
	(備考:)			

5. 災害発生時にはどこに、どのように避難しますか

(指定避難所は通常は開設していません。災害が予想される場合に事前に開設する指定避難所を決定し、市のホームページや緊急速報メール等でお知らせします。)

	避難先	避難方法
洪水・土砂災害	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所(名称:) <input type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に:) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他()
地震	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所(名称:) <input type="checkbox"/> 親戚宅など(具体的に:) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自力で移動する <input type="checkbox"/> 家族の協力で移動する <input type="checkbox"/> 支援者の協力で移動する <input type="checkbox"/> その他()

6. 御自身の状況はいかがですか

避難時に支援を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 要介護3~5の認定を受けている(<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を所持している(<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級)
	<input type="checkbox"/> 療育手帳を所持している(<input type="checkbox"/> ㊤ <input type="checkbox"/> A)
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、単身世帯である
	<input type="checkbox"/> その他()
避難時に配慮すべき事項	<input type="checkbox"/> 物が見えない・見えにくい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことが判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分からない <input type="checkbox"/> 常備薬・医療機器の携行が必要 <input type="checkbox"/> 車いすの介助が必要 <input type="checkbox"/> 医療機器の電源・バッテリーが必要(チェックした方には、後日別途調査票をお送りします。) <input type="checkbox"/> その他()
	利用している介護・福祉サービス等 <input type="checkbox"/> 訪問系 <input type="checkbox"/> 通所系 (週 回 利用 ⇒ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日) ──▶ 事業所名 : 事業所連絡先 :
	健康状況 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 持病がある(病名:)
	かかりつけ医 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
	避難時に必要な薬 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()

裏面に続きます



7. 最近1年間の交流状況はどうか

近所の人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない
友人	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない
別居親族	<input type="checkbox"/> よく会う	<input type="checkbox"/> たまに会う	<input type="checkbox"/> ほとんど会わない

特記事項(健康上で気になることや、書ききれなかったことを記載)

関係機関への個人情報・個別避難計画の提供に係る同意書

個人情報(氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・支援を必要とする理由・緊急時の連絡先等)や、個別避難計画書に記載した情報を、関係機関(※)に提供することにより、あなたは災害が発生した時に、関係機関による避難支援を受けられる可能性が高まります。

しかしながら、同意にしたことにより、災害時における関係機関による避難支援が行われることを保証するものではありません。また、情報提供を受けた関係機関は、避難支援者の立場として、法的な責任や義務を負うものではありません。

※関係機関とは...消防機関(消防団含む)、警察機関、民生委員・児童委員、つくば市社会福祉協議会、自主防災組織(該当地区のみ)、つくば市関係課室

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体の保護を受けるために、

(1) 個人情報を平常時から関係機関に提供することに

- 同意します【関係機関に個人情報が提供されます】
- 趣旨を十分に理解した上で、同意しません【関係機関に個人情報が提供されません】

(2) 個別避難計画の情報を平常時から関係機関に提供することに

- 同意します【関係機関に個別避難計画の情報が提供されます】
- 趣旨を十分に理解した上で、同意しません
【関係機関に個別避難計画の情報が提供されず、つくば市社会福祉課のみで情報を保有します】

令和 年(年) 月 日

署名 (代筆: 続柄:)

記入はここまでです。

<郵便番号>

<住所>

<氏名>

この用紙の両面を記入した上で、
返信用封筒に封入し、
令和*年(****年)*月*日(*)までに
返送してください。

★ご自身での作成が難しい場合には、訪問による作成支援も行っています。
つくば市社会福祉課(029-883-1111 内線2114)までお問合せください!

※この面は裏面です。表面から記入してください。

最後に同意書の
記入もお願いします

署名もお忘れなく!

「つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい」利用方法について

ひとり暮らしの高齢者・障害者・健康に不安をかかえている方を対象に「救急医療情報便」を配付しています。

もし、皆さんが自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだときに、救急隊員等が、この「救急医療情報便」を活用して、迅速な処置をおこなえるようにすることが目的です。

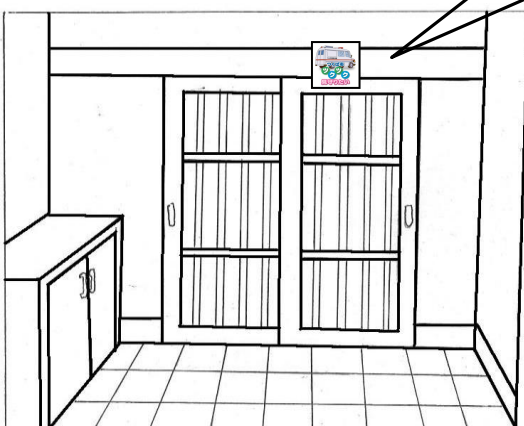
自宅での使用例

- ① 封筒の中にある「つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい」の用紙に記入例を参考に氏名等の必要事項を記入してください。
- ② ①の記入した用紙を封筒に入れ、汚れ等を防ぐため、封筒が封入されていた透明のポリ袋を使うなどをして右の図のようにセロテープなどで貼り付けてください。

貼る場所は、冷蔵庫の救急隊員等がを見つけやすいところをお願いします。
(封筒の赤枠内へ氏名を記入してください)

- ③ 自宅玄関の内側にも必ずステッカー(1枚大きいもの)を貼りつけてください。
(救急隊員等が玄関に入りすぐに「情報便」が備えてあることが分かるようにする)

例 《玄関内側に貼るステッカーの位置》



情報便の管理については、持病・飲んでる薬の内容等が変更になった場合は、随時変更をお願いします。(裏面参照)

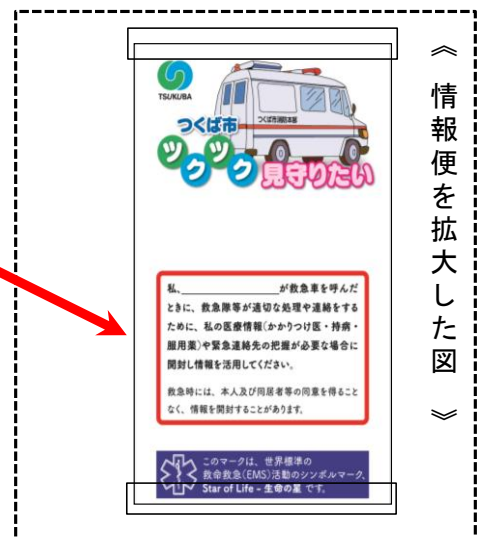
※「救急医療情報便」を利用または内容変更される方は社会福祉課(市役所2階)及び各窓口センターにあります。

お問合せ先
つくば市役所 社会福祉課 社会福祉係
TEL 029-883-1111 (内線2122・2123)

▶裏面に続きます



《冷蔵庫に貼った図》



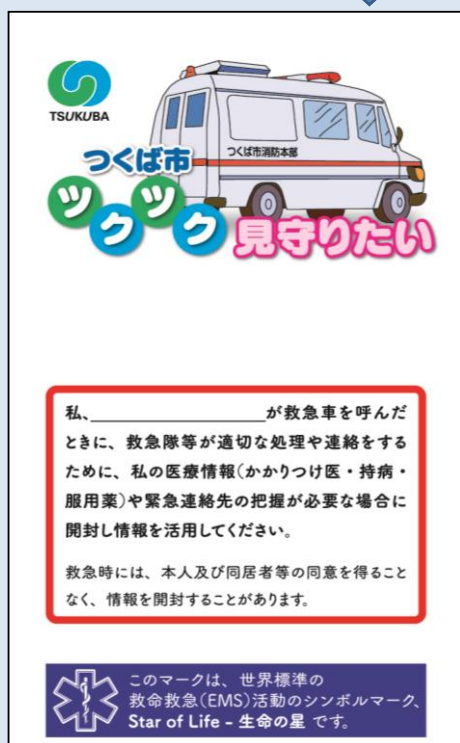
《情報便を拡大した図》

「つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい」利用方法について

ツクツク見守りたい(つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい)の封筒にお薬の説明書(※薬剤情報提供文書)を入れておきましょう。普段飲んでいる薬の詳細な情報があることで、もしものときの対応がスムーズになります。

※お薬の名称・効果・用法・用量・副作用などの注意事項が書かれた、薬局でもらえる説明書のこと。

封筒に入れる



テスト 様 貴家の説明書です。 令和01年05月20日
●服用または使用する前に必ずお読み下さい。 ページ: 1 / 2

№	色・形・記号	名前・効能・効果	のめかた	注意事項
1		タケキヤブ錠 10mg 腎臓の病気を治す薬	1日1錠 1日1回 朝食後 14日分	●腎臓の働きが悪い薬や、腎臓に注意が必要な薬があります。他の医療機関で処方を受けたり、薬師で薬を購入する際には、この文書をお読み下さい。 ●発熱・かゆみ等の過敏症状が現れた時は、お薬の中止を要する場合がありますので、医師または薬剤師にご相談下さい。薬の作用により、下痢などの症状が現れることがあります。気になる場合は、ご相談下さい。
2		7-ADP錠 5mg 心臓病を治す薬	1日1錠 1日1回 夕食後 14日分	●グレープフルーツジュースは、同時に飲まない様にして下さい。 ●飲酒によるめまい等の症状が現れることがありますので、車の運転や危険な作業には十分注意して下さい。
3		シメニリック錠 100mg 胃の病気を治す薬	1日1錠 1日3回 毎食後 14日分	
4		シメニリック錠 100mg 胃の病気を治す薬	1日1錠 1日1回 朝食前 14日分	●薬の作用により、眠気をもよおすことがあります。
5		シメニリック錠 100mg 胃の病気を治す薬	1日1錠 1日1回 朝食前 14日分	●お薬をよく飲んでから点検し、目や鼻から出た薬はすぐにふき取して下さい。また、お薬の光管に指触しないように注意して、病院のみに使用して下さい。 ●液体性ソフトコンタクトレンズ(ボッソポネザルタイプ)は取り、使用後の点検は行って下さい。
6		スミルズチフク3% 皮膚病や虫刺傷を治す薬	塗り薬 1日2〜3回塗り(傷・患部)	●指示された使用方法に従って下さい。薬や容器には使用しないで下さい。

薬剤情報提供文書

お薬の説明書は
お薬の内容が変わったら
新しいものに差し替えましょう!

注意事項

- ①救急活動時は、本人及び同居人等の同意を得ることなく、つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい(以下「情報便」)を活用します。
- ②情報便は、冷蔵庫正面等所定の位置に貼付し、情報便の有無を示す情報便ステッカーは、玄関扉の内側に貼付してください。(所定の位置に貼付されてないと、活用されないことがあります。)
- ③医療機関の都合や救急隊の判断により、情報便に記載のあるかかりつけ医療機関と異なる医療機関へ救急搬送されることがあります。
- ④情報便は、自己において管理、更新し、他に譲渡、貸付けてはいけません。

お問合せ先
つくば市役所 社会福祉課 社会福祉係
TEL 029-883-1111 (内線2122・2123)

つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい

情報便の中に入っている情報を、救急隊・搬送先医療機関が、救急医療に活用することに同意します。

氏名（ふりがな）	生年月日	血液型
	明・大・昭・平・令	
	年 月 日	型
住所	電話番号	性別
つくば市	— —	男性 女性

作成日： 令和 年 月 日（代筆： ）

緊急連絡先	氏名（ふりがな）	電話番号
(続柄)		(☎ : — —)
		(携帯: — —)
(続柄)		(☎ : — —)
		(携帯: — —)

※緊急連絡先は、ご家族以外（ケアマネなど）の方でも結構です。

かかりつけ医療機関	
医療機関名	

※医療機関の変更があった場合

【「~~〇〇病院~~」と二重線で消し、「××病院」のように記入する。】



令和7年度 つくば市在宅高齢者福祉事業の御案内

(2025年4月～2026年3月)

※申請にあたっては本人の同意が必要です。 ※入院・入所中の方はご利用できません。

助成券事業

1 在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業

内容 紙おむつなどを購入する際の費用の一部を助成します。
助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 1,000円券×24枚

※申請時期により、交付枚数が異なります。

対象者 65歳以上の要介護1～5認定者で、下記のいずれかに該当する方
(要介護度によって条件が異なります。)

①要介護1～3認定者の場合

市民税非課税かつ排尿・排便において介助などが必要であると認められる方(詳しくは、申請書裏面をご覧ください。)

②要介護4・5認定者の場合

市民税非課税かつ日常生活で紙おむつなどを必要とされる方

※要支援の方は対象になりません。

※同一年度内に障害福祉課の紙おむつ購入費助成事業を既に利用している方は対象になりません。

申請時期	交付枚数
4月～6月	24枚
7月～9月	18枚
10月～12月	12枚
1月～3月	6枚

2 ねたきり高齢者理美容料助成事業

内容 理美容店に行けない寝たきり状態の方が、家で理美容を受ける際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 4,000円券×2枚

対象者 65歳以上で、要介護4・5認定者又は寝たきり状態の方

3 高齢者日常生活支援事業(すけっとくん)

内容 日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取りなどの軽易な作業を依頼する際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

※令和8年(2026年)2月末申請締切

助成額 500円券×12枚

※一世帯につき12枚の交付となります。

対象者 下記のいずれかに該当する方

①75歳以上のひとり暮らしの方

②75歳以上の高齢者だけでお住まいの方

※同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象になりません。

4 あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業

内容 あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を受ける際の費用の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 1,000円券×8枚

※申請時期により、交付枚数が異なります。

※一度の施術につき1枚の利用が可能です。

対象者 70歳以上の方

※健康保険の給付により施術を受ける場合は、助成券を利用できません。

申請時期	交付枚数
4月～6月	8枚
7月～9月	6枚
10月～12月	4枚
1月～3月	2枚

5 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業

内容 掛け布団・敷布団・毛布の丸洗い乾燥を年2回行います。
代えの布団がない場合は無料で貸出しも行います。

※令和8年(2026年)2月末申請締切

費用負担 無料

対象者 65歳以上で、要介護4・5認定者又は寝たきり状態の方

※布団の回収の日時は、クリーニング事業者から電話で連絡いたします。

連絡のつきやすい電話番号を申請書に記入してください。

6 高齢者タクシー運賃助成事業

内容 外出するときに利用するタクシー運賃の一部を助成します。助成券は取扱事業所で利用できます。

助成額 500円券×24枚

※令和7年度から一回の乗車で5枚(2,500円分)まで利用が可能になります。

対象者 下記のいずれかに該当する方

①65歳以上のひとり暮らしの方

②70歳以上の高齢者だけでお住まいの方

③70歳以上で市民税非課税世帯の方

④80歳以上の方

※自家用車を運転している方は対象になりません。

※同一年度内に「つくば市障害者タクシー運賃助成事業」又は「つくば市重度障害者ICカード乗車券運賃助成事業」を既に利用している方は対象になりません。

※住民基本台帳上で65歳以上の単身世帯又は70歳以上の高齢者世帯の方も対象になります。

裏面に続きます▶

愛の定期便事業

- 内容** 安否確認・健康保持・孤独感の解消を図るため、乳製品を週に3回まで手渡して配達します。
※安否確認が取れなかった際に、様子を見に行っていただけの協力員の方が最低一人必要です。
- 費用負担** 乳製品代金の半額
- 対象者** 見守りを必要とする70歳以上のひとり暮らしの方
※同一敷地内及び隣接地に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象になりません。
※宅配食事サービスと併用はできません。

宅配食事サービス事業

- 内容** 安否確認や健康保持を図るため、調理や買い物の困難な高齢者に、夕食を希望の曜日に手渡して配達します。
※安否確認が取れなかった際に、様子を見に行っていただけの協力員の方が最低一人必要です。
※申請後に調査を行います。
- 費用負担** 普通食1食 400円（生活保護世帯 300円）
- 対象者** 安否確認を必要とし、心身の障害などの理由で調理や買い物が困難な方で、下記のいずれかに該当する方
①65歳以上のひとり暮らしの方
②65歳以上の高齢者だけでお住まいの方
※同一敷地内及び隣接地に65歳未満の親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象になりません。
※愛の定期便と併用はできません。

緊急通報システム事業

- 内容** 急病などの緊急時に迅速・適切に対応するため、ひとり暮らし高齢者に緊急通報機器を貸与します。
※固定電話または携帯電話をお持ちであれば申請いただけます。
※有事の際に、利用者宅の鍵を開けてくださる協力員の方が最低一人必要です。
※申請後に調査を行います。
- 費用負担** 生活保護世帯、市民税非課税世帯：0円
市民税課税世帯：7,560円（年額）
※電話基本料金、通話料金は自己負担になります。
- 対象者** 下記のいずれかに該当する方
①65歳以上で病弱又は重度の身体障害のあるひとり暮らしの方
②75歳以上のひとり暮らしの方
※同一敷地内に親族又はこれに準ずる方が居住している場合は対象になりません。

助成券事業の申請・交付

- 申請方法** 下記のいずれかの方法で申請してください。
- ①窓口で申請書を提出 高齢福祉課又は各地区の窓口センターへ
 - ②郵送で申請書を提出 高齢福祉課へ
※申請書は高齢福祉課、各地区の窓口センター及び市のホームページに用意してあります。
 - ③インターネットによる申請
下記又はQRコードから申請
・つくば市ホームページ
健康・医療・福祉→高齢者福祉→在宅福祉
→在宅高齢者福祉助成券事業
・いばらき電子申請・届出サービス
https://apply.e-tumo.jp/city-tsukuba-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=66662



- 注意事項** ※代理人が申請する場合、必ずご本人の同意を得てからご申請をお願いします。
・助成券交付は年度内に1回のみとなります。紛失にご注意ください。
・利用者の資格を失ったとき（入院・入所したなど）は助成券を利用できません。

安否確認事業及びその他の事業の申請

- 申請方法** 申請書を下記のいずれかの方法でご提出ください。
- ①窓口で提出 高齢福祉課へ
 - ②郵送で提出 高齢福祉課へ
- ※申請書は高齢福祉課及び市のホームページに用意してあります。

問合せ先

〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市福祉部高齢福祉課 在宅福祉係
電話 029-883-1111（代表）

暮らしをささえる相談窓口 地域包括支援センター



地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が
住み慣れたまちで安心して暮らすために
必要な支援をする地域の総合相談窓口です

介護や健康のこと (介護予防マネジメント)

- 今の健康を維持したいけれどどうしたらいいのだろう…
- 家に閉じこもりがち、人と交流したい。など

悩み

疑問

相談
ごと

権利を守ること (権利擁護)

- 家族が認知症かもしれない。
- 金銭管理が心配。でも、頼める人がいない。
- 高齢者を怒鳴っている声が聞こえる家がある。 など

さまざまな 相談ごと (総合相談・支援)

- ひとり暮らしで、不安がある。
- 近所に心配な高齢者がいる。
- 介護保険サービスについて知りたい。 など

お気軽にご相談ください！
地域包括支援センター



保健師



社会福祉士



リーダー的なケアマネジャー
(主任介護支援専門員)

専門分野を生かし「チーム」
として活動しています

暮らしやすい 地域のために (包括的・継続的ケア マネジメント支援)

- ゴミ出しが大変になってきた。
- ケアマネジャーは何をする人？ など

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等が中心となり、みなさんの相談や悩みを聞いたり介護予防や健康づくりを支援しながら、安心できる地域・暮らしやすいまちをつくります。



問合せ つくば市地域包括支援課(つくば市地域包括支援センター)
所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所1階(27番窓口)
電話 029-883-1111(代表)
FAX 029-868-7638


※お住まいの地域の担当センターは
裏面を御確認ください

つくば市の地域包括支援センターと担当地区

各センターの担当地区（中学校・義務教育学区）をご確認いただき、お住まいの担当地区のセンターをご利用ください。※来所前にご連絡ください。

筑波

地域包括支援センター



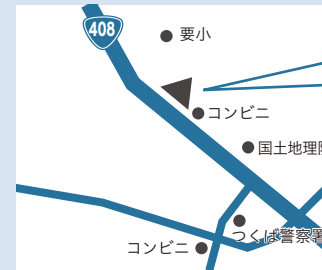
北条1184-1
筑波園敷地内

☎ 828-5806

秀峰筑波

大穂豊里

地域包括支援センター



要1187-299
筑波記念病院敷地内

☎ 869-9527

大穂、豊里

谷田部西

地域包括支援センター



上横場2290-9
トランス田村敷地内

☎ 893-3170

谷田部、高山
みどりの学園

谷田部東

地域包括支援センター



手代木1932
サンシャインつくばリゾート内

☎ 897-3231

手代木、谷田部東
春日学園、学園の森

桜

地域包括支援センター



大角豆1806-3
花室長寿館向かい

☎ 886-3886

桜、竹園東
並木、吾妻

荃崎

地域包括支援センター



下岩崎2068
荃崎老人福祉センター敷地内

☎ 886-9500

荃崎・高崎

* 相談を受けた地域包括支援センターは適切な機関などにつなぎ、連携して皆さんを支援します。

●ワンポイントアドバイス●

【加齢に伴うもの忘れと認知症によるもの忘れの違い】

「人の名前が出てこない」「物の置き場所を忘れる」などといったもの忘れは、年を取れば誰もが経験します。例えば、昨日の朝食のメニューを思い出せないことはよくありますが、認知症になると、朝食を食べたこと自体を忘れ、「朝食を食べていない」ということがあります。

加齢に伴うもの忘れ

- 体験したことの一部を忘れる
- もの忘れを自覚できる
- ヒントを出すと思い出せる
- 年次や日付、曜日を間違えることがある
- 日常生活に大きな支障はない

認知症によるもの忘れ

- 体験したこと自体を忘れる
- もの忘れを自覚できない
- ヒントを出しても思い出せない
- 年次や日付、季節が分からなくなる
- 日常生活に支障が出る

地域見守りネットワーク事業の取り組みについて

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

(1) 「地域見守りネットワーク事業」等、地域住民同士の支え合い活動を推進することにより、地域力の向上に取り組みます。

【地域見守りネットワーク事業の主な内容】

- ① 近隣住民による「さりげない見守り活動」の推進
 - ② 気になる方への「見守りチームづくり」
 - ③ 孤立した要援護者の発見と報告
- イ 地域の見守りネットワークづくり・組織づくりの推進
- ① 小学校区単位での関係者への事業説明会・情報交換会の開催
 - ② 区会・自治会単位での見守り活動会議等への参加・活動支援

《令和7年度の状況》

① ふれあい相談員の設置

●ふれあい相談員数 113名

(R8. 2. 20 現在)

地区	大穂	豊里	谷田部西	谷田部東	桜	筑波	荃崎	合計
令和7年度	20	15	18	15	12	20	13	113

②見守り登録の推進

●見守り登録者 285名

(R8. 1. 31 現在)

時期	大穂	豊里	谷田部西	谷田部東	桜	筑波	荃崎	合計
令和7年度	35	38	50	50	50	11	51	285

●さりげない見守り者数 358名

(R8. 1. 31 現在)

時期	大穂	豊里	谷田部西	谷田部東	桜	筑波	荃崎	合計
令和7年度	42	17	46	47	51	93	62	358

③顔見知り拡大事業 (R 6 新規事業)

ラジオ体操を通して地域の顔見知りの輪を広げるためブーバー人形の貸し出しを行います。

【目的・イメージ】

歩いて集まれる地域の小さな範囲（ふれあいサロン、シルバークラブ以外）で、週1回～月2回など定期的にラジオ体操を行うことで顔見知りの輪を広げたり、集まる方々の安否確認や災害時などに声を掛け合える関係づくりに繋げる。



(2) 地域住民主体のサロン活動（ふれあいサロン）支援の充実を図ります。

サロン活動は、交流の場であると同時に、介護予防としての効果や見守りの効果なども期待されています。地域住民が主体的に支え合う取り組みの一つであるサロン活動に対し、基準を定めての活動費の助成や活動に関する相談などの支援をするとともに、サロン活動の充実や活性化を図ることを目的とした研修や情報交換の場を創出していきます。

《令和7年度の状況》

●ふれあいサロン設置状況 89サロン

(R8. 1.31 現在)

地区	大穂	豊里	谷田部西	谷田部東	桜	筑波	茎崎	合計
サロン登録団体数	8	7	13	20	15	15	15	93

(3) つくちゃん地域支え合い助成事業（助成事業）

地域で孤立しがちな高齢者等の見守り、地域の交流の場づくり、困りごとを抱えた住民を対象とした「生活支援等」の支えあい活動を自主的に実施する任意の活動に対し助成を行い団体活動を支援します。

○地域支えあい活動立ち上げ事業

地域グループ等が、地域における支えあい活動の新規立ち上げを支援する助成

・・・・・50,000円（年間限度額）

※令和7年度実績 2団体 100,000円

○地域支えあい活動運営事業助成

既に支えあい活動等を実施している地域のグループ等の活動に対する助成

・・・・・30,000円（年間限度額）

※令和7年度実績 10団体 300,000円

○地域支えあい交流事業助成

地域交流や住民同士のつながりづくり交流事業助成

・・・・・20,000円（年間限度額）

※令和7年度実績 5団体 100,000円

○ミニふれあいサロン活動助成

地域における集い（交流）の場を実施する地域のグループ等に対する助成

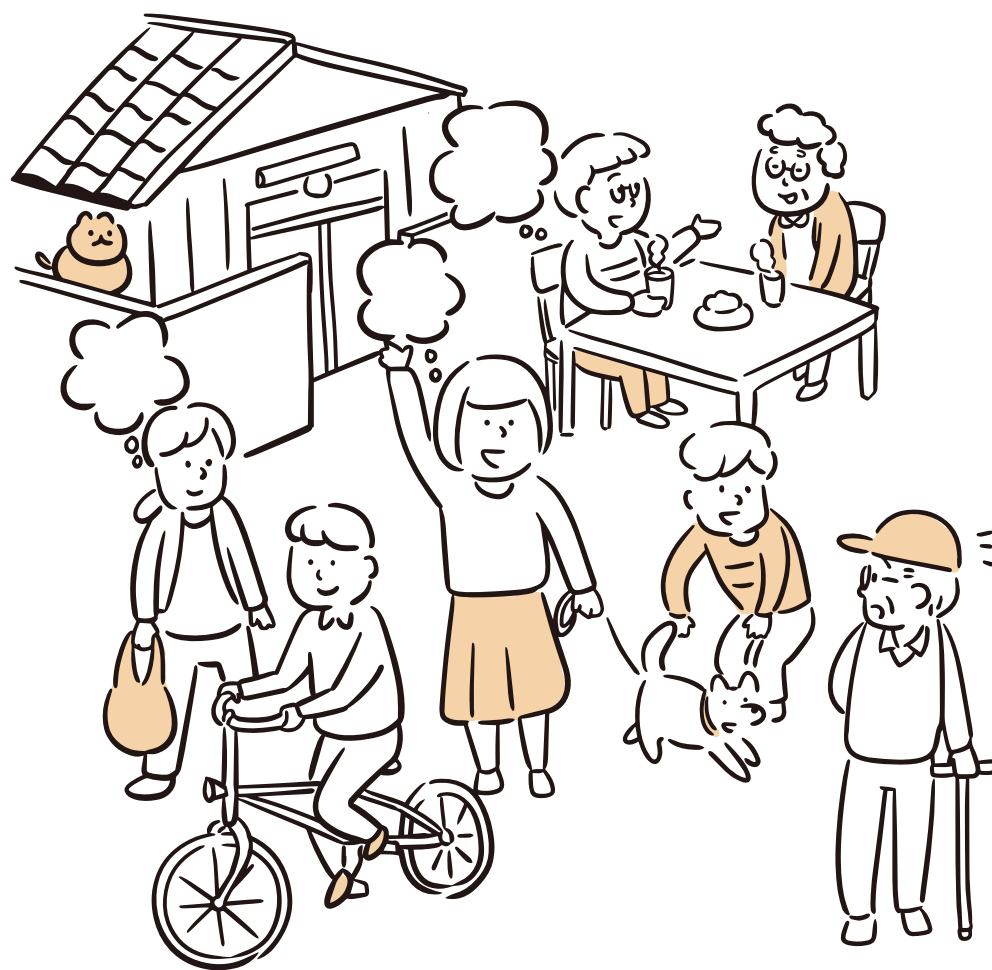
・・・・・3,000円（1回あたり3,000円以内とし3回を限度）

※令和7年度実績 6団体 60,000円

はじめの 見守り 活動 ガイド



はじめの 見守り 活動 ガイド



目次

01	活動の背景を知ろう	6
02	孤立からつながりへ	8
03	孤立しやすい人ってどんなひと？	9
04	見守り活動ってなんだろう？	10
05	見守り活動 - 実践編 -	12
	① 家の周りから確認する	14
	② 普段の生活から見守る	16
	③ 地域を歩いて確認する	18
	④ 見守りを必要としている方の自宅へ訪問する	20
06	個人情報保護について	23

はじめに

地域見守り活動が目指すもの

見守り活動は「見守りをおこなうこと」だけが目的ではありません。

見守りを通じて、つながりづくり、支えあえる地域づくり、

そして「共生社会」の実現をめざす、取り組みのひとつです。

見守り活動では「数値」や「目標」をたてないことが重要です。

この支えあえる地域づくりという考え方を背景に持つことによって「弱い人を地域全体で監視する」ということや

「問題のある人に施設に入るよう促す」という行為を防ぐことにつながります。

見守るべき方を発見したら、最後まで地域でどのように支えていくのかを考え、対応することが最終目的となるのです。

地域見守り活動の一連の流れ

見守り活動はおおまかに、地域に暮らしている気になる人の

① 異変に気づき、② どう対応するか考え、③ それに対応することを、

そこに暮らす人々が協力しあって行うことです。

この冊子の読者は、そのなかでも「異変に気づいて伝える」部分を担う方々を想定しています。

ご近助ネットワーク

つながりづくり・支えあいづくり



この活動ガイドは「**こうしなくてはいけない**」
という冊子では**ありません**。

この冊子は「活動ガイド」というタイトルが付いていますが
「こうしなければならない」が並ぶ冊子ではありません。

地域で見守り活動をはじめようとしている
自治会や福祉関係者の方々、住民の方に
「見守り活動というのは、このようなこと」という
目安を伝える際にお役立ていただければ、
と作られたものです。活動の手引としてお使いください。



見守り活動は地域・すまいによって
活動の内容が異なります。

見守り活動の場面は、地域・住居形態・見守りを行う方の経験等によって異なることが予想されます。
ある地域では、隣近所の顔や家族構成・生活のリズムまで共有していることが
「地域のふつう」ということもあれば、別の地域では隣に住む人と顔を合わせたこともない、
自分のプライベートを知られたくないということが「ふつう」と感じることもあります。
地域・すまいの形によって、関わり方の違いを大事にしましょう。

地域の見守り活動は
「自分が感じた違和感」が大切です。

見守り活動は本来、住民の自由な意思をもって行われる活動です。
地域ごとに「ふつう」が異なるように、個人的に感じる「違和感」を大事にしてください。
ふだん地域に暮らしているあなたが感じる「違和感」は、専門家の知見だけでは見つけられない
「変化の兆し」をつかむことがあります。あなたの感じた「違和感」が大切です。

具体的にはどのように活動したらよいでしょうか？

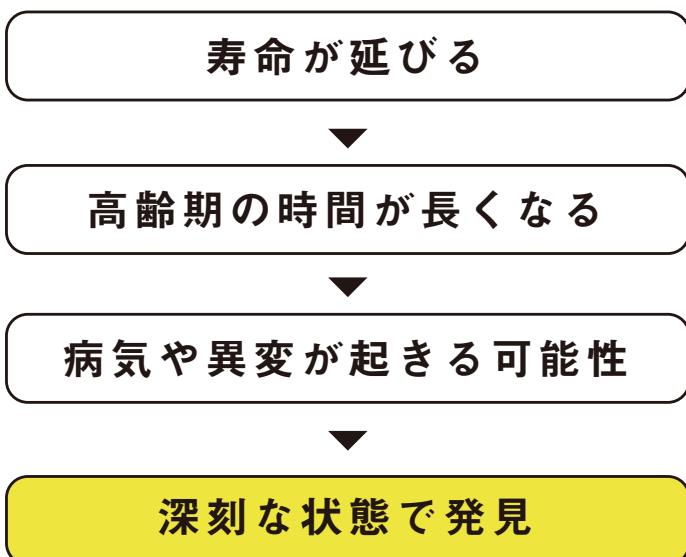
具体的な方法はココから → **05 見守り活動 - 実践編**

いくつかの場面をイラスト付きで、具体的な見守り活動を解説しています。
活動者の方々が実際に担当される地域や活動者の経験に合わせて選択していただき
見守り活動について説明されるための「手引き」として活用してください。

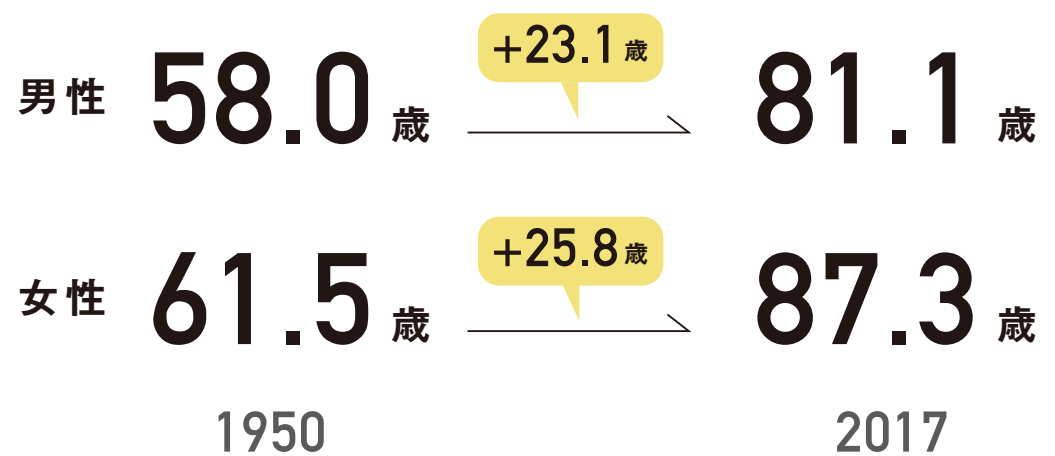
変わってきた？ 変わっていない？ 私たちの生活

平均寿命が伸びたり、一人暮らしや核家族で生活する人が増えています。
私たちの生活はどのように変わってきたのか、データや事例から考えてみましょう。

平均寿命が延びた

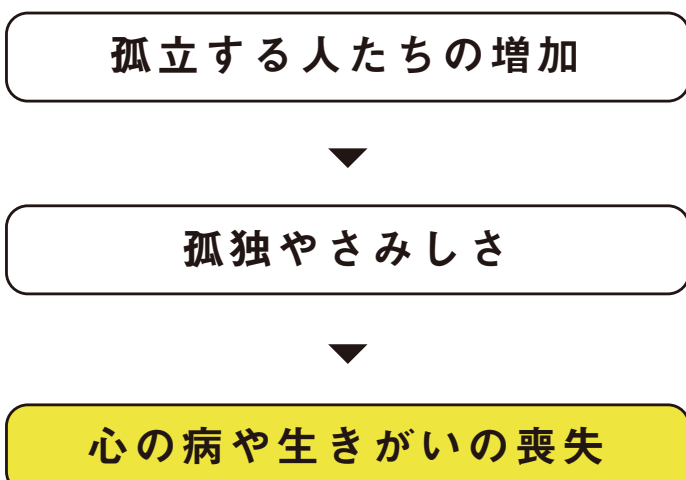


日本の平均寿命の変化

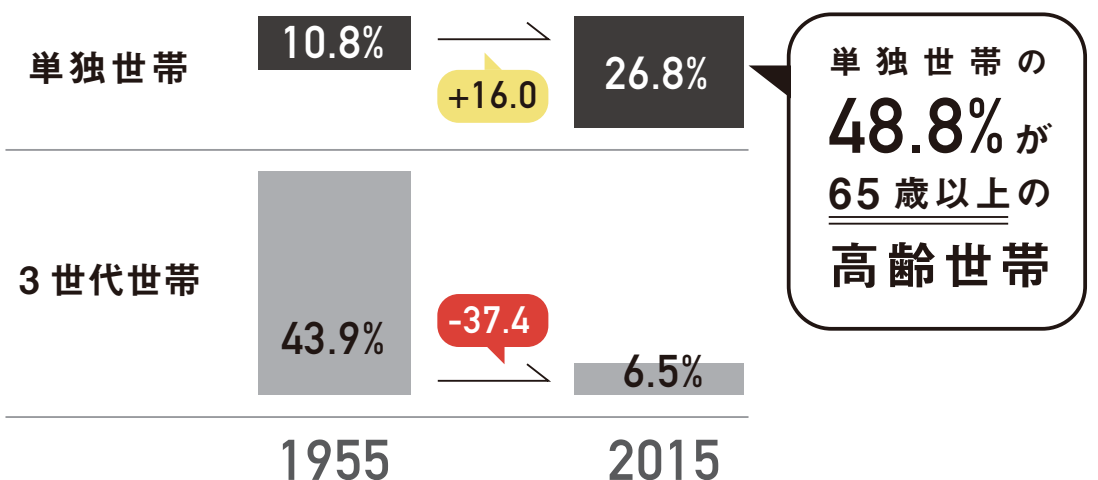


(厚生労働省「平成29年簡易生命表の概況」より)

一人暮らしで 生活する人が増えた



単独世帯と3世代世帯の比率



(厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の結果」等より)

地域内のつながりが少なくなってきた

かつての血縁・地縁で支え合う地域



人の助けを必要としない、都市型の生活



お互いの助け合いが困難に



日常の関わりがない、
顔の見えない関係に



状況が深刻化してからの発見
孤立・孤独死の発生

血縁・地縁に加えて コミュニティでの 互助の時代へ

かつては家族などの「血縁」や
地域の間人関係を軸とした「地縁」による
支え合いが地域のつながりの基盤でした。

新興住宅地やマンション・団地など、出自の異
なる方が集まる地域が増加した現在は、町内会
など地域のコミュニティでの活動を軸として支
え合う「互助」や「近助」も必要な時代になり
つつあります。

事例

ひとりで抱え込まないために。

町内会の仲間たちと協力して見守り活動へ

清掃や広報活動を長年地域で続けている町内会役員のAさん。

テレビで孤独死の特集を見て、

高齢化が進む自分の地域と重なりました。

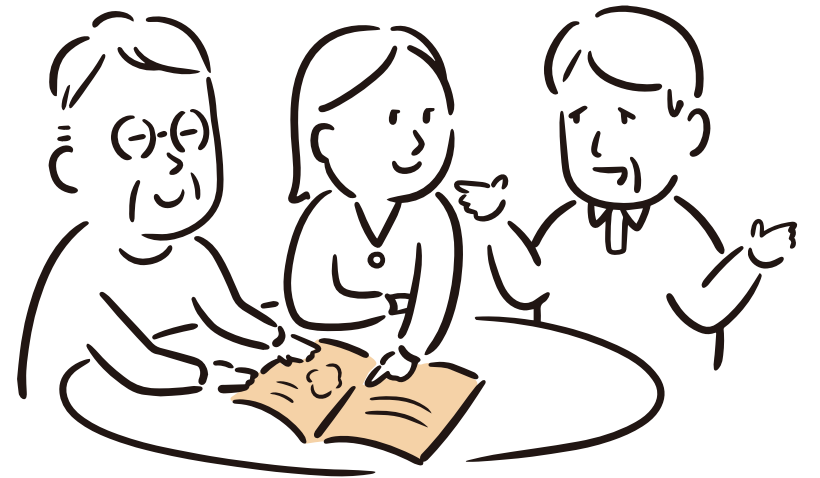
「他人事とは思えない。町内で同じようなことがあったら…」

と不安になったAさんは、ひとりでは解決できないと

町内会活動をしている他のメンバーと話し合い、

地域見守り活動をスタート。

町内会の高齢者の見守りや町内会に参加していない方とのつながりづくりをはじめました。



ワンポイント

「つながりを求めない」方とどのようにつながるか？

人とのつながりを「あえて求めない」方も増えています。

しかし、孤立する人を少なくするためには「どのようにつながるか」が大事です。

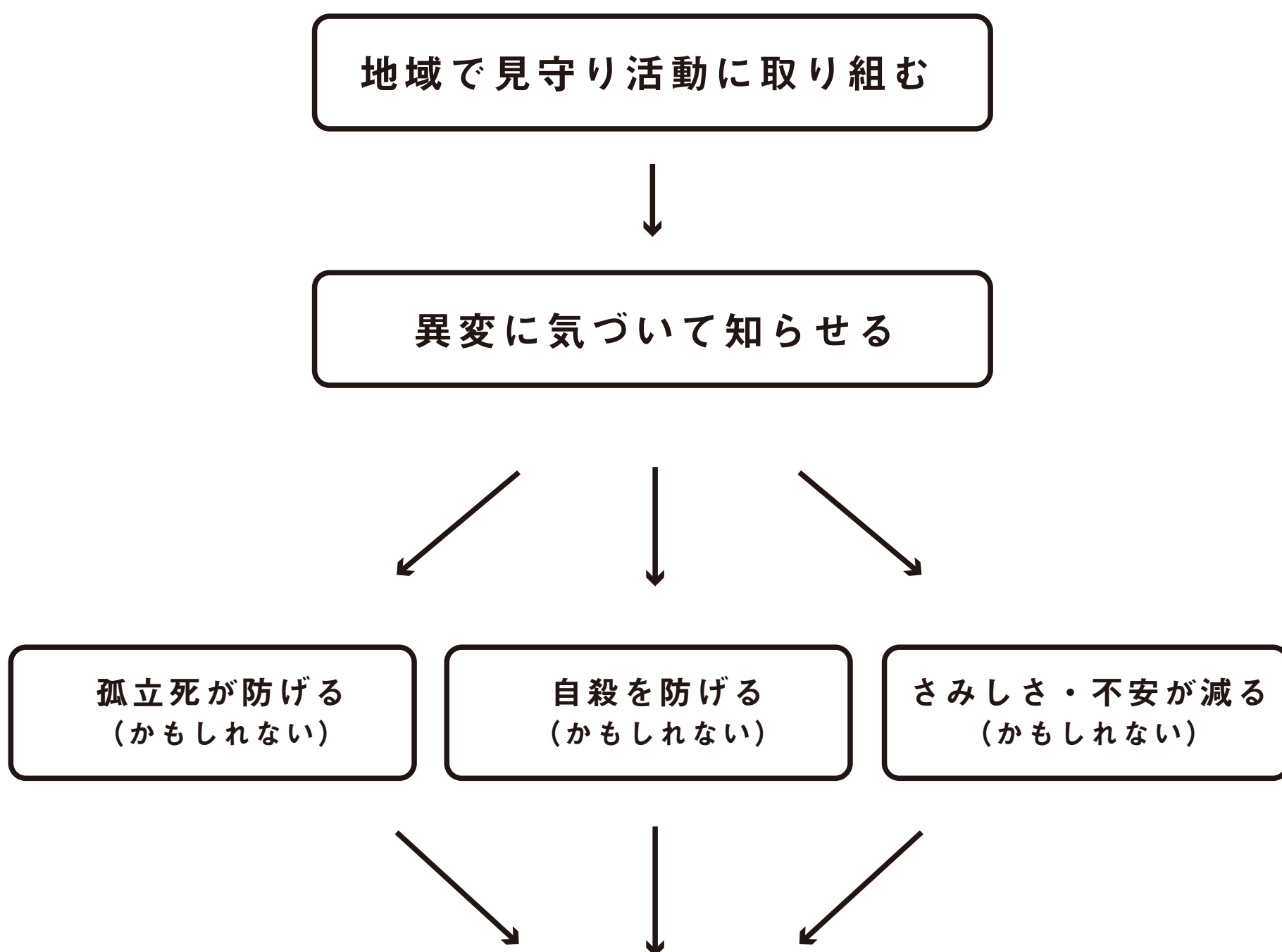
つながりを求めない方の気持ちを受け止めつつ、どうしたら接点ができるか

「異変があったときに相談する」ことができる関係づくりのために

どのようなことができるか、考えてみましょう。

地域でのつながりが
強化されると
どのようなことが
起こるだろう？

地域の一人ひとりの生活で起こる問題は
いろいろありますし、変わっていきます。
地域で見守り活動に取り組むと、
その変わっていく問題に継続して関わる
ことができます。
また、地域で生活をする人々が、
支える側になり
時には支えられる側になること
によって
地域で共に生活をする社会の実現が
可能となります。



完璧に防ぐことはできなくても…

小さな積み重ねが
地域の安心感(つながり)を生み
共生社会の実現につながる

03 孤立しやすい人ってどんな人？

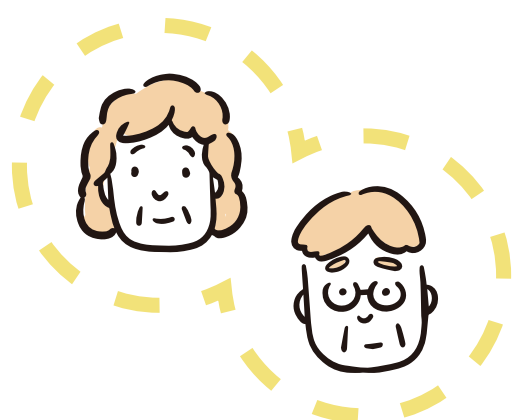
孤立が起こる

きっかけは 人それぞれ

孤立が起こるきっかけは、人それぞれです。
伴侶を亡くした方、これまで何かと支援してくれていた兄弟等の親族や身近な方、友人が亡くなったという場合もあります。
また、これまで地域との関わりがなかったり引越してきた方にとっては周りとのつながりがないため孤立していくことも多くあります。

例えば

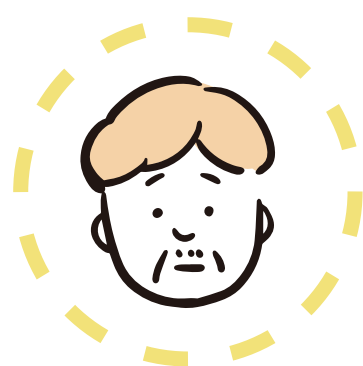
孤立しやすい人の生活背景



高齢者

(75歳を超えた方々)

単身世帯の方も多く
緊急時の相談相手がいない



独身男性

(配偶者と死別／未婚)

地域との交流が少ない



定年退職者

(勤務先と居住地が別)

仕事以外での
人間関係が少ない

孤立には どんな 背景が 考えられる？

現代の社会は、家族の規模が小さくなっています。
また、子どもがいたとしても同居する場合は少なく、別々にそして離れた場所で生活をすることも多くあります。

例えば

- 近所に親戚などの身より、頼れる人がいない
- 病気があり、外出しにくい
- 隣近所との関わりを持つきっかけがない

身近なところで考えてみましょう

04 見守り活動ってなんだろう？

地域での活動は大きく分けて「気づく」「伝える」の2ステップ

1 異変に気づく → 2 異変を伝える


「異変」って何？

例えば

家を見るとき 

- 電気** いつも電気がついているのに今日はついていない
- ポスト** ポストに郵便物やチラシが溜まっている
- 様子** 見慣れない車がいつも停まっている

例えば

人を見るとき 

- 身なり** 夏なのに厚着をしている
- 体型** 急に痩せた感じがする
- 表情** 浮かない表情をしている

など…いつもとは違うことに「気づく」力がとても大切です！

誰に伝えるの？

見守り活動の「コーディネータ役」の人に伝えます

どうやって伝えるの？

- 電話** その場で電話連絡する
- メモ** 気づいたことを記録する
- 報告** 気づいたことを共有する

何を伝えればいいの？

例えば

- ・電気が消えている
- ・顔色が悪い

など、具体的な様子を伝えます。

些細に思えることでも、気になったことを具体的に伝えましょう

連絡先メモ

私のまちのコーディネータ役は さんで…



メール

コーディネータ役の人とは？ → 地域の見守り活動が円滑に進むように調整を行うひと
(例) 自治会役員、民生委員、見守り隊の役員、地域包括支援センターなど

- 1 見守られる方や、見守り活動者の相談に乗り、改善・解決につなげていく
- 2 緊急時等の対応に関する助言・判断を行う
- 3 見守り活動の組織づくりを進めていく
- 4 他機関・他組織との連携（ネットワーク）づくりを進める
- 5 見守りを通じて、地域のつながりづくり・支えあいづくりを推進する

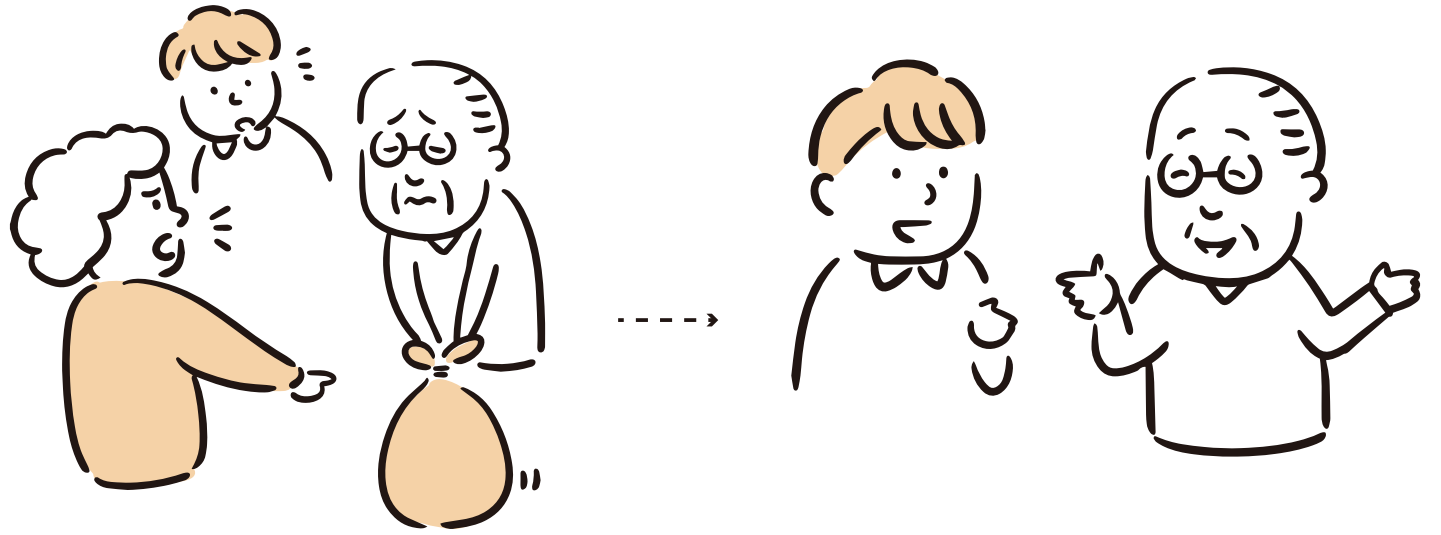


自分が住む地域でこんな人を見かけたら…
 どう行動するか、どこが難しそうか、考えてみましょう

見守り活動には「これが絶対に正解」というものはありません。
 ここでは、実際にあった事例をとおして「自分だったら」「グループだったら」
 どういうことができるだろうか？と考え、共有しましょう。

事例

ゴミ捨て場の
 声かけ



2年前に妻を亡くした78歳男性のAさん。
 近所との付き合いが減って、最近ではゴミ出しのルールが守れず、近所からクレームが出ています。
 Aさんの近所に住むBさんは、こうしたAさんのことが気になっていました。
 ある日、Aさんがゴミ捨て場で、ご近所さんから苦情を受けているのを見かけ、
 「これからは私が手伝いますよ」と声をかけたところ、Aさんは、嬉しそうにお礼をいい、
 その日から、少しずつ最近の自分のことを話してくれるようになりました。

あなたには「気になっているけど関われない人」はいませんか？

.....

.....

どういったことがあれば、関わりが持てると思いますか？

.....

.....

例えば

どのように見守り活動をすればいいの？

見守りの活動は多様です。

住民による見守り活動は「日常生活からの見守り」が一般的です。

それぞれの日常生活が違うように、活動者の日常生活の違いに合わせて多様な見守り方法、見守りの時間帯でよいのが見守り活動です。

1 家の周りから確認する

- 新聞や郵便がポストに溜まっている
- 夜に電気がつかない
- 敷地にゴミが散乱していたり、庭の手入れがされていない
- 昼間なのに電気がつけっぱなし

2 普段の生活から見守る

- 家族環境が急変した
- 道で会って挨拶をしても反応がない
- 最近急激に痩せてきている
- 道で会っても元気がない
- アザやコブ、傷ができています
- ゴミ捨てのトラブルを起こすようになった
- 表情がなくなった
- 怒りっぽくなった
- 同じ服を着ている
- 汚れた格好をしている

3 地域を歩いて確認する

- 公園などに一人でいることがないか
- 近所で見かけることが減っていないか

4 見守りを必要としている方の自宅へ訪問する

- 家族が介護の悩みを話している
- 印鑑、通帳を盗られたと訴える

見守り活動で注意しておきたいこと

自分の視点では、よかれと思ったことも見守り活動の中では注意が必要な場合があります。どのようなことに注意すべきか、具体的に確認しましょう。

! 活動の中で知った情報は、関係者以外に伝えない

見守られた人にとっては「他者に知られたくない」内容を知ることがあります。

関係者には伝え、それ以外の人には伝えない配慮が必要

伝えることが必要な場合も本人から「伝えてもいい」と同意をもらってから、関係者に伝えましょう

例外

- ・ 命や安全にかかわること
- ・ 財産の危機（詐欺にあう可能性）など

! 決して無理はしないこと

ひとりではなく、行政や専門機関、そして地域の方々と力をあわせて問題解決に取り組みましょう。

自分ひとりで抱え込まず、気になることをコーディネータに伝えて、チームで解決方法を考えましょう。

いきなり地域の人たちと信頼関係を築けるわけではありません。毎日の活動を積み重ねて、信頼関係を築いていきましょう。

新聞や郵便が ポストに溜まっているか？



① 家の周りから確認する

毎日確認する新聞・郵便物が溜まっているということは「確認することができない」状況が発生していることが考えられます。

例えば

何を見たらいい？

- ポストを見たとき、新聞あるいは郵便物が溜まっている

注意

- ・最近では、新聞配達の契約をしていない家庭も多くあります
- ・ポストの中までの確認はしてはいけません
- ・ポストの形状などによって、溜まっているのかわからない場合もあります
- ・新聞だけでなく、他の郵便物がポストに溜まっている場合も同様です

例えば

どのように見守り活動をするの？



一戸建て

住宅も様々な違いがあるため「可能な範囲」での見守りとなります

玄関の外から
ポストの位置を確認する



郵便物やチラシが
「溜まっている」状態



コーディネーターあるいは
地域の専門家に伝える



集合住宅

オートロックがある集合住宅では無理に建物内に入らないようにします

1階にあるポストに、はみ出している
郵便物やチラシ等がないか確認する



オートロック無し

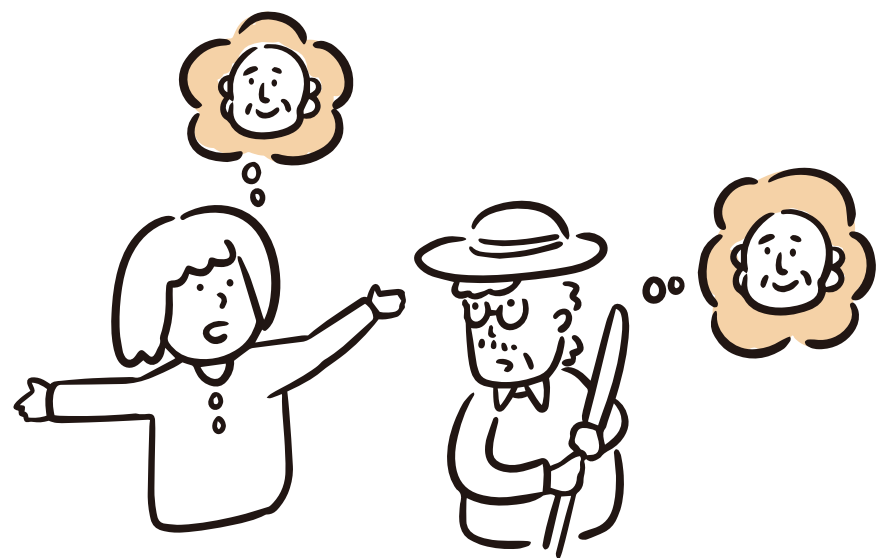
→ 各戸の玄関ポストを確認します

オートロック有り

→ 1階ポストの確認で終了します

管理人さんとコミュニケーション

オートロックのある集合住宅では、無理に施設内に入ることはしないようにしましょう。管理人さんがいる場合は、見守り活動のことを伝え、最近変わった様子がないか聞くといったポストの確認以外の方法も考えられます。



例えば

どんなことが考えられる？

- 子どもの家や旅行に行っている
- 体調が悪く、外に出られない
- 家のなかで何らかのケガをした
- 体調が急変し、意識を失っている

危険度 なし

危険度 あり

危険度 あり

危険度 大



「食事ができない」
「水分が摂れない」などの
生命にかかわる危険が
発生している可能性があります

なんだか
いつもと比べて
元気がない？



2 普段の生活から見守る

近所で出会ったときに「元気がない」ことが気になることがあります。
こういった「変化」を感じた場合は、様々な理由が考えられます。

例えば

何を見たらいい？

季節に合わない服装をしていないか

- ・冬なのにサンダルや半ズボン
- ・夏なのに厚着をしている
- ・汚れた格好をしている



見た目に元気がないような気がしないか

- ・表情に元気がない
- ・髪の毛やひげが伸びている
- ・身だしなみが整っていない
- ・アザがある、ケガをしている

急に体型が変わっていないか

- もとの体型から
- ・急に痩せた
 - ・急に太った

例えば

どのように見守り活動をするの？

外出時に…

- 近隣の散歩
- 買い物で地域を歩くとき
- 道路、庭先、公園で

近所に
気になる方がいたら…

あなたの感じた「気になること」をメモに残しておきましょう

普段の生活で地域を歩くときに「気になる人」を見かけることがあります。この「気になる」は地域や人によって様々ですので、専門家にとっても、その人のことを理解するうえでとても重要です。

外出時に出会った人のことをすべて覚えるのは難しいので、気になることがあればメモに残しておきましょう。

メモなどに残して、具体的な内容をコーディネータに伝える

例えば

どんなことが考えられる？

- 声をかけたら悩みを話してくれた
- 季節に合わない服装、不適切な履物
- 顔色が悪い、身だしなみが整っていない
- コミュニケーションがとれない

危険度 なし

危険度 あり

危険度 あり

危険度 大

！
認知症が進行しているなど日常生活をおくることに支障をきたしている場合があります

普段「いない人」がいるとき、
普段「いる人」がいないとき、
声かけをしてみる。



③ 地域を歩いて確認する

近隣を意識して歩いてみると、自分が思っている以上に多くの人を見かけます。
見守り活動では、この「意識すること」が大切なこととなります。

例えば

何を見たらいい？

地域を歩いて、出会った人の様子（いつもとの違い）を見る

注意

- ・一人ひとりの表情や、歩く様子などを確認します
- ・家や人をジロジロ見たり「こうに違いない」と決めつけてはいけません

例えば

どのように見守り活動をするの？

意識して「地域で歩く人、公園や家」を見ながら巡回する

「いつもは夕方に家族と公園にいる
認知症患者さんがひとりであるとき」

ふだん公園で家族とすごしている人が…

家族の同行がなく、ひとり

どこかに不安な様子がある

挨拶や声かけを試みる

必要に応じて、家まで送り、家族へ連絡

「地域の食事会や会合に
いつも来ている人がいないとき」

ふだん参加している人が…

公民館での食事会に続けて参加していない

近隣の方も最近姿を見ていない

対象者の自宅へ電話をかけたり
直接訪問してみる

違和感を感じたら、コーディネータあるいは地域の専門家に伝える

例えば

どんなことが考えられる？

- 声かけや安否確認の電話連絡に対応してくれる
- 定期的な集まりでほとんど見かけなくなった
- 電話に出なくなった
- 訪問や連絡をしても安否確認ができない

危険度 なし

危険度 あり

危険度 あり

危険度 大

！
いままで「できていたこと」が
できなくなっている場合、
安否確認ができない場合は
危険度が高い可能性があります

五感を使って、
自宅の様子を知る。



④ 見守りを必要としている方の自宅へ訪問する

自分の家に他人が入ることを嫌う人もいるかもしれません。

自宅への訪問は、ある程度の信頼関係と活動者自身の経験が必要な活動です。

例えば

何を見たらいい？

- 玄関先や家の中で「におい」「見た目」の変化を感じる
- 話を聴くなかで、本人や家族の悩みや不安を知る

注意

- ・玄関先であったとしても自宅に入るということは信頼関係があつてのこととなります
- ・高齢者やその家族と直接話をするなかでは様々なことを知るにつな갑니다
- ・家に入ること「観る」「聴く」ことがとても大切な行動になります
- ・普段の会話をしながら、皮膚が出ているところにアザや傷などがないか等を注意して確認します

例えば

どのように見守り活動をするの？

以下のような生活環境の変化が感じられる場合は
必要に応じてコーディネーターや地域の専門家に異変を知らせるようにします。

におい・ゴミ

- 自分の家とは違うにおい
- ゴミが溜まっている
- ゴミの分別ができない
- 本人からのにおい
- ペットのフンのにおい

見た目

- 家の中が散らかっている
- 動くことが大変そう
- あちこちにほこりが溜まっている
- 着衣に汚れがある

話を聴く

- 本人や家族が不安を述べている
- 何をするのも面倒くさくなっている
- ふだん話し相手がいない
- 生きがいがなくなっている

体調が悪く、ゴミが捨てられない様子が見える

衛生状態の悪化や転倒の可能性が高い場合

本人や家族が地域で孤立している様子がある

コーディネーターあるいは地域の専門家に伝える

例えば

どんなことが考えられる？

- 「散らかっている」認識がある
- 飼っているペットの世話ができない
- ゴミの分別やゴミ出しができない
- ゴミ屋敷になっている

危険度 なし

危険度 あり

危険度 あり

危険度 大

インターホンを押してから出るのに時間がかかる場合は家の中での移動に支障があることが考えられます

06 個人情報保護について

改正・個人情報保護法 第一条（目的） 2017年5月30日

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

①法の第一条から明らかにわかること

- ・ 個人情報が適切かつ効果的に活用されることが大前提
- ・ 最終的な目的は個人の権利と利益が保護されること

②権利と利益が保護されるとは

- 例えば、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることではないでしょうか
- 信頼して預けた個人情報が本来の目的で適切に活用され、約束が守られることではないでしょうか
- 地域見守り活動の場合は、適切に見守り活動が行われて、定期的に安否が確認され、いざという時には助けてもらえたり支えてもらえる、つながりのある関係が得られることではないでしょうか

③個人情報保護とプライバシー保護が混同されている

- ・ プライバシーは本人が秘密にしたい情報
- ・ 個人情報は利用目的（活用目的）を持って本人同意に基づいて預かった個人を特定できる情報

④個人情報活用「達人への道」

- ・ 個人情報は「もらい物」ではなく「借り物」または「預かり物」と考えることで、ほとんどの場面で適切に判断・活用できます

⑤個人情報保護法を誤解しないために

- ・ 単に個人情報を保護（隠蔽）して金庫に保管したり、誰にも見せず使わせないようにすることではなく、私たちの権利と利益が保護されるように適切に活用されつつ、紛失・盗難・誤廃棄・目的外利用などから保護することが求められているのです。
- ・ 地域見守り活動の最大障壁と思われる個人情報保護法は、実はまったく障壁ではなく、むしろ適切な見守り活動を行うために個人情報を活用すべきであると示しているのです。

はじめての見守り活動ガイド

発行： 2020年9月 第1版第2刷

監修： 田園調布学園大学 人間福祉学部 教授 村井祐一

編者： 田園調布学園大学 人間福祉学部 准教授 小野孝嘉

千葉工業大学附属研究所専門研究員 安藤昌也研究室 別府拓也

イラストレーション | sawa hashimoto

デザイン | たなかみのる (パラボラ舎)

協力： 川崎市麻生区役所、横浜市役所、城郷小机(宿根)町内会「見守り隊」

三井百合丘第二地区自治会「ほほえみの会」、虹ヶ丘一丁目自治会「虹 ONE CLUB」

城郷小机地域ケアプラザ、百合丘地域包括支援センター、地域包括支援センター虹の里

発行者： 田園調布学園大学、千葉工業大学、アイデア・フロント株式会社

※本冊子は地域活動のための複製・複写を自由に行っていただけます。

※本冊子の転載・借用、再編集は許可が必要です。ご利用になりたい場合は、監修の村井まで連絡をお願いします。

<転載などに関するお問い合わせ>

田園調布学園大学 人間福祉学部 村井研究室

e-mail: mimamori.project@gmail.com

(お問い合わせはなるべく e-mail にてお願いいたします)

〒215-8542 神奈川県川崎市麻生区東百合丘3丁目4-1

TEL:044-966-9211(大学代表)

はじめの

見守り

活動

ガイド

—誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして—

地域で支え合う見守りをはじめませんか？

見守り支援 自治会・町内会の手引き



発行・編集 新潟市西区自治協議会
(事務局 新潟市西区地域課)

発行にあたって

日本の社会は、世界に類例を見ないほどの「超少子高齢化社会」に当面しております。そして核家族化の進行等とも相まって、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯も急増しております。また、都市化等に伴い、いわゆる「隣は何をする人ぞ」といった人間関係の希薄化も、大きな社会問題として指摘されております。

こうしたなかで「孤独死、孤立死」といった痛ましい事態も発生しております。東日本大震災もあり、改めて人と人との「絆」の大切さが叫ばれております。西区自治協議会ではこうした事態を踏まえ、平成24年8月に、「孤独死ゼロ作戦」に取り組んでこられた先駆者である、千葉県松戸市の自治会長中沢卓実氏の講演会を開催いたしました。さらにその講演要旨を当協議会広報紙第3号（平成24年10月1日発行）に掲載したところです。

この度、「地域ぐるみで支え合うこと」の重要性を改めて認識し、自治会・町内会における「見守り支援」のきっかけづくり・参考になればと願い、この小冊子を発行いたしました。資料をご提供いただいた方々に心から感謝申し上げますとともに、自治会・町内会でご活用いただければ幸いに存じます。

平成25年3月 西区自治協議会

目 次

発行にあたって	1
緑ヶ丘自治会をモデル地区として取り組んだ「安心生活創造事業」	2
地域でさりげない見守りがなぜ必要なのでしょうか？	3
地域の見守りを自治会・町内会からまず始めてみませんか？	4
~~~~~ 参 考 資 料 集 ~~~~~	
自治会・町内会でできることをチェックしてみましょう！	①
見守り活動「緊急時対応マニュアル」	②
見守りメモ（自治会・町内会用）	③
緊急連絡先カード	④
西区自治会・町内会 関係連絡先一覧	⑤

# 緑ヶ丘自治会をモデル地区として取り組んだ 「安心生活創造事業」

2010年の西区の高齢化率は、23.03%となっており、推計では、2035年に37.01%となります。また、西区でも「孤独死、孤立死」が発生しています。

このような状況の中、厚生労働省の「安心生活創造事業」（平成21年～23年度）が、西区の緑ヶ丘自治会（坂井輪中学校区）をモデル地区として、地域の関係機関の連携のもとに取り組まれました。これは、地域から孤立する可能性がある人をもれなく支援する体制を構築することで、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせるための地域づくりを行うものです。この結果、地域の中で意識が高まり、新たな見守り、支え合いの動きが生まれてきており、モデル事業としての期間が終わった現在も、地域で継続して取り組まれています。

緑ヶ丘自治会における「安心生活創造事業」を参考にしながら、西区全域の自治会・町内会に、支え合いの地域づくりが広がることを願っています。

## 主な取り組み

### 《高齢・障がい者のみ世帯を対象としたごみ出し支援》

- ・ コミ協、障がい者授産施設と連携

### 《高齢者世帯を対象とした子どもによる古紙回収》

- ・ 高齢者と子どもの交流をはかるため、子どもが高齢者世帯を訪問して古紙回収

### 《買物支援》

- ・ 宅配：スーパーによる買物商品お届け方式
- ・ 移動支援：タクシー乗り合わせ方式
- ・ 買物代行：買物代行方式（電話で登録店に注文）

### 《地域支え合いマップ作成による見守り》

- ・ 自治会の班ごと（1班60～120世帯）に作成
- ・ 地域住民や民生委員等が参加し、地域の現状や住民のつながりを地図に記す  
→地域課題の共有、必要な支え合いの仕組み作りのきっかけ

☆ この地域では、これまで民生委員が友愛訪問（見守り希望者に対する定期的な訪問）を行っていましたが、マップ作成を機に自治会住民が行うようになりました。

### 《住民による「見守り」を啓発するチラシ、ステッカーを配布》

- ・ コミ協管内の全世帯にチラシを、自治会の全世帯にステッカーを配布

### 自治会の概要（H23.11現在）

◇世帯数	873世帯
◇人口	2,383人
◇高齢者数	550人
◇高齢化率	23.1%
◇高齢者のみ世帯	82世帯
うち独居高齢者	65人

## 地域でさりげない見守りがなぜ必要なのでしょう？

### 1. 地域のなかで、このようなことはありませんか？

地域ではちょっとした気づかいで安心や安全が保てます。以下のような状況を見過ごさず、声をかけてみるなどして、気にかけてみましょう。

- ① 町内や隣人と交流がなく、閉じこもりがちな高齢者がいる
- ② 新聞、郵便物がたまっている
- ③ 洗濯物が干しっぱなし
- ④ カーテンが閉じたままになっている
- ⑤ 回覧板がそのままになっている
- ⑥ 電灯がついたままになっている
- ⑦ ごみ出しができない高齢者がいる
- ⑧ 買い物ができない高齢者がいる
- ⑨ 玄関先の雪かきができない高齢者がいる

### 2. 孤独死を防ぐ

西区自治協議会主催講演会「西区ささえ合い講演会～『見守り支援』を進めるために～」で、講師の中沢卓実氏（千葉県松戸市常盤平団地自治会長）は、「『孤独死ゼロ作戦』から学ぶ地域の取り組み」と題し、孤独死には「共通の生活パターン」があると述べています。

以下の生活パターンを把握し、さりげない見守りを行うことが、孤独死を防ぐことにつながります。

- ① あいさつをしない
- ② 友だちがいない
- ③ 身寄りと連絡を取らない
- ④ 地域の催しに参加しない
- ⑤ 人は人、自分は自分と考えている
- ⑥ ごみ出しができない
- ⑦ 料理ができない
- ⑧ アルコールをやめない

### 3. 地域はみんなの支え合いが基本

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりにするためには、地域のみんなで努力し協力することが重要です。

### 4. さりげない見守りや支援の大切さ

- ① 「なぜ必要なのか？」「いらぬおせっかい」と思っている人もいます。さりげない見守りや支援を行うことの大切さや必要性を地域で話し合ってみましょう。
- ② 緑ヶ丘自治会の「安心生活創造事業」（2ページ参照）の一環で行われた、一人世帯二エース調査でも、日常の支援（買い物、通院、ごみ出し、ちょっとした手伝い）や見守り支援（健康上の不安のため）が必要という結果が出ています。

## 地域の見守りを自治会・町内会からまず始めてみませんか？

### 1. 身近な人に声をかけて話し合いができる体制をつくってみましょう

- 民生委員、自治会・町内会役員、その他地域団体役員、ボランティア活動参加者
- 地域の世話やきさん

### 2. 地域で見守りが必要な人を把握してみましょう

- 見守りが必要な人がどこにいるのかがわかる地図を作りましょう。

### 3. 地域の交流の機会や場を確保しましょう

普段からの人間関係をつくる場、行事などの交流の場、人材を見つける場や、地域課題の発見・相談・仕組みづくりの場として活用できます。

- 地域の茶の間
- いきいきサロン事業
- ふれあいティールーム

### 4. 地域の事業所等と連携しましょう

日々の見守りには、地域の事業所等との連携が大切です。

近くのスーパー、商店等は日々の見守りに役立ってくれます。

- 近所のスーパー・商店、新聞販売店、介護事業所、ヤクルト、郵便事業者
- 学校、保育園など

### 5. 区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携しましょう

- 見守りネットワーク体制の相談窓口は区役所健康福祉課
- 友愛訪問事業の相談窓口は社会福祉協議会
- 高齢者の生活支援の相談窓口は地域包括支援センター

### 6. 緊急時の対応を知っておきましょう

- ① 緊急時はあわてる可能性があります。あわてないために対応を知っておきましょう。
- ② 「見守り活動『緊急時対応マニュアル』」を参考にしましょう（参考資料集②ページ参照）。
- ③ 「見守りメモ」を作ってみましょう（参考資料集③ページ参照）。

# 参考資料集

このページ以降は、実際に自治会・町内会がさりげない見守りに取り組むときに参考とするための資料集です。  
(これらを使用しなければいけないという決まりはありません。  
あくまでも素材提供です。)

① 自治会・町内会でできることをチェックしてみましょう!

② 見守り活動「緊急時対応マニュアル」

③ 見守りメモ（自治会・町内会用）

※自治会・町内会が見守りを行うときに、見守り状況などを記入するための様式です。各自治会・町内会でそのままコピーして使用しても構いませんし、使い勝手が良いように変更していただいて構いません。

④ 緊急連絡先カード

※見守りが必要だと思われる方に、各自治会・町内会でコピーして個々に配布して使用いただけます。使い勝手が良いように変更していただいて構いません。

このカードは、見守りが必要だと思われる方ご自身から記入してもらい、自宅の冷蔵庫など、人目につきやすい場所に掲示してもらいます。何か異変が生じたときに、家に立入った第三者が、関係者へ連絡するときに役立ちます。

⑤ 西区自治会・町内会 関係連絡先一覧

# 自治会・町内会でできることを チェック☑していきましょう!

見守りは、日頃からのつながりが大事!!  
地域の現状をチェックして、これから  
の取り組みに活かしましょう!!

## 地域のコミュニティづくり

- ご近所どうして、あいさつ・声かけをしている。
- ご近所どうして、お茶会をするなどして、日頃から情報を共有している。
- 交流行事をしている。
- 地域内に、誰もがいつでも集まれる場所がある。
- 他の活動グループと協力している。

## 見守りの体制づくり

- 高齢者世帯などへの定期的な訪問ができています。
- 悩みを話し合える体制ができています。
- 異変があったときに、どこに連絡すればよいか把握している。

# 見守り活動「緊急時対応マニュアル」

このマニュアルは、自治会などが行う緊急時の行動について、図式化したものです。

## 確認事項

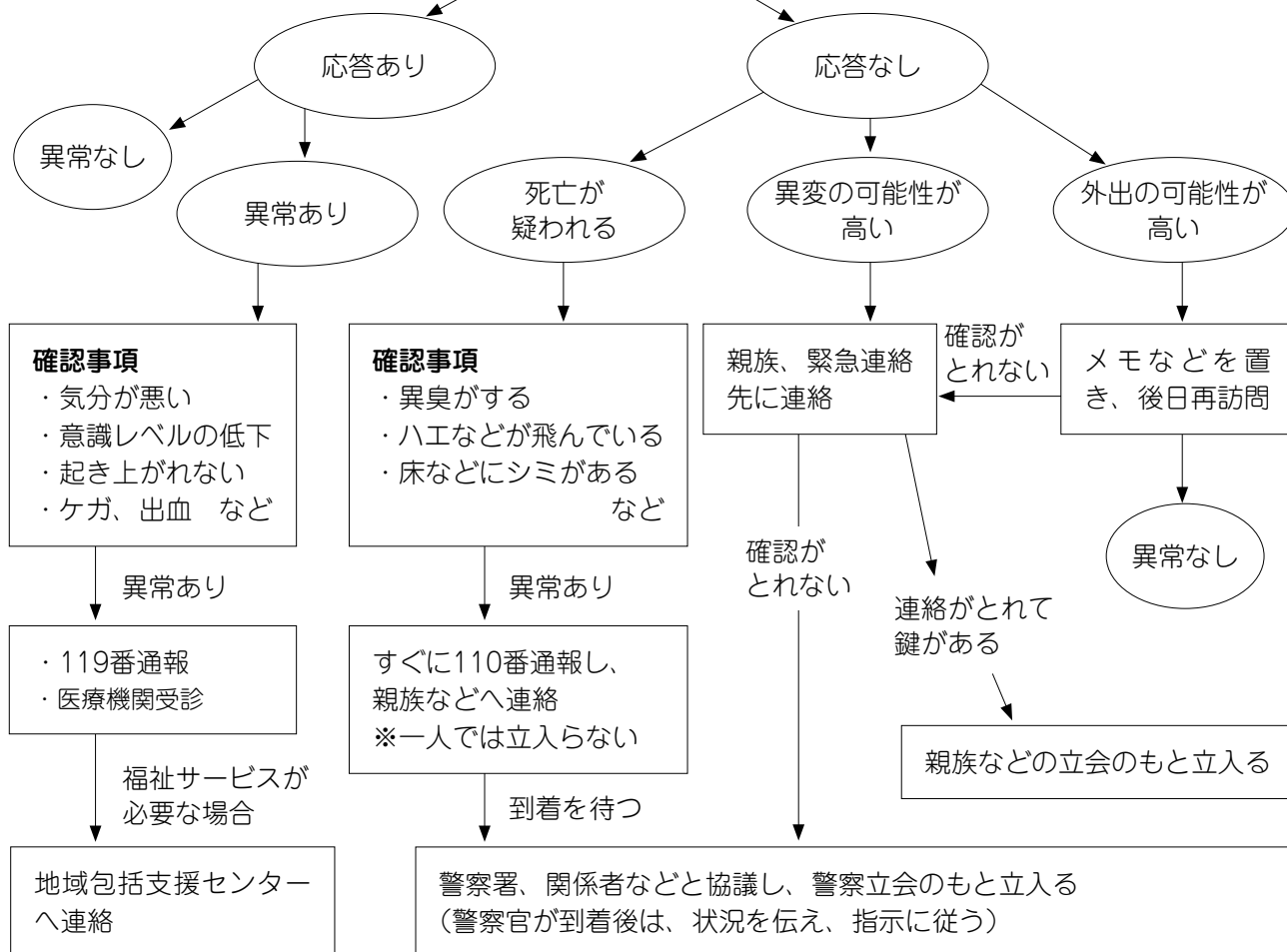
(自宅の様子)

- 郵便物、新聞がたまっている。
- 電気がつけっぱなし、あるいは夜になっても消えたままである。
- 洗濯物が干しっぱなしになっている。
- 日中でも雨戸やカーテンが閉まりっぱなしになっている。
- 異臭がする。
- 家の中や周りにいろいろな物が置きっぱなしになっている。

(本人の様子)

- 最近、電話や訪問に応答がない。
- 最近、元気がない。様子がなんとなくおかしい。
- 必要な福祉サービスを利用していないようだ。
- 定期的な外出先がない。近隣との交流がないようだ。

自治会・町内会等役員、民生委員による訪問  
※外から声をかける



# 見守りメモ

西区自治会・町内会用

本人	氏名	性別	生年月日		同居家族
		男・女	M.T.S	年 月 日	有 ・ 無
	住所		電話番号		かかりつけ病院・医院
	新潟市西区		自宅	025- -	
		携帯電話	- -	025- -	

緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号
	①			
	②			
	③			

年月日	見守り状況	担当者

## プライバシーへの配慮

地域のささえ合いの仕組みづくりで大切なことです。

下記のポイントを参考にしてみてください。

- ①本人に利用目的を明示する
- ②本人から情報を取得する
- ③必要な情報のみを取得する
- ④データを安全に管理する
- ⑤第三者への提供は本人の同意を得てから行う
- ⑥本人からの情報修正や利用停止などの申し出に応じる

このカードは、ご家庭の電話の前や冷蔵庫などに貼ってください

# 緊急連絡先カード

## ◇ わたしの基本情報

(ふりがな)		男	生 年 月 日	血液型
氏 名		女	年 月 日	型
(ふりがな)		男	生 年 月 日	血液型
氏 名		女	年 月 日	型
住 所			電 話 番 号	
〒 新潟市西区			自宅	
			携帯 電話	

## ◇ 緊急時の連絡先

連絡順	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
1				
2				
3				

## ◇ かかりつけの病院

受診者名	病 院 名	電 話 番 号

☆ 何かあったら、まずはお住まいの地域包括支援センターへ

小新・小針	☎025-201-1351	坂 井 輪	☎025-269-1611
黒 埼	☎025-377-1522	赤 塚	☎025-264-3377
関屋・白新	☎025-231-5659		

# 西区自治会・町内会 関係連絡先一覧

西 区 役 所（代表）	☎025-268-1000
新潟西警察署（代表）	☎025-260-0110
西 消 防 署（代表）	☎025-262-2119

- 介護保険について知りたい
- 高齢者の様子がおかしい（急に元気がなくなった人がいる、虐待が疑われるようだ、など）

西区役所健康福祉課高齢介護係 ☎025-264-7330

新潟市地域包括支援センター（お住まいのセンターへ）

小 新 ・ 小 針	☎025-201-1351
坂 井 輪	☎025-269-1611
黒 崎	☎025-377-1522
赤 塚	☎025-264-3377
関屋 ・ 白新	☎025-231-5659

- 民生委員を知りたい
- 災害時要援護について知りたい

西区役所健康福祉課地域福祉係 ☎025-264-7315

- 避難所を探す

西区役所総務課安心安全係 ☎025-264-7120

- 日常生活の困りごと（福祉サービスの利用手続きや金銭管理を手伝ってほしい、家事援助や外出の手助けなどがほしい【年会費・謝礼金がかかります】など）
- 地域の茶の間を探す（おしゃべりするところ、仲間を見つけたい、など）
- ボランティアのこと（話し相手がほしい、除雪などボランティアの協力がほしい、など）

西区社会福祉協議会 ☎025-211-1630

